

第一百二回 参議院地方行政委員会議録第十九号

昭和六十年六月十一日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

六月七日

辞任

藤田

榮君

補欠選任

上田

野田

哲君

補欠選任

金丸

三郎君

六月十日
辞任
丸谷 金保君
補欠選任
上田 稔君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

金丸 三郎君	岩上 二郎君	金丸 三郎君	岩上 二郎君
上野 雄文君	松浦 功君	上野 雄文君	松浦 功君
三治 重信君	井上 孝君	三治 重信君	井上 孝君
吉川 芳男君	佐藤 三吾君	吉川 芳男君	佐藤 三吾君
中野 峰山	中野 明君	中野 峰山	中野 明君
神谷信之助君	神谷信之助君		

自 治 大 臣	國 家 公 安 委 員 會
國務大臣	國務大臣
(國家公安委員會委員長)	國務大臣
古屋 亨君	

政府委員
警察庁長官
警察庁長官官房
警察庁刑事局保
安部長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
自治大臣官房長
自治省行政局長
自治省行政局選
選部長
自治省財政局長
太田 津田
柴田 太林
善憲君 勝臣君
正君 小笠原臣也君
花岡 圭三君

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

ニールひもで上下二カ所にくくりつけた男の一人に対しまして、のぼりをくくりつけた行為に対し、アーケードの支柱の管理者の許可を受けているのかどうか質問いたしました。そうすると、その男は許可を受けないという答えでございました。

そこで、警察官がさらに住所と名前を質問したのに対しまして、その男は名前なんか言う必要はないだろと言いながら、今度はくくりつけたばかりののぼり三本のひもを急遽外しまして、旗を持って逃げようとした。そのため、午後四時二十分ごろこの男を軽犯罪法第一条三十三号違反の現行犯人として逮捕したものでございます。

さらに、この事犯の直後の同じ日の午後四時四十分ごろ、その付近のサトウビル、ユニーカ洋品店前の路上において、警察官が逮捕した被疑者を応援要請で駆けつけた警察車両に乗車させようとしたりところ、現場におりました十数人の者が警察車両や警察官を取り囲み、口々に不当逮捕だ、何をするんだなどと叫び、その中の一人の男が、どこへ連れて行くんだ、何を根拠に連れていくんだなどと大声でどなりながら一人の警察官の右腕のそで口を両手で強く引っ張るとか、さらに逮捕した被疑者を警察官から引き離そうとするようになり込んで、右のひじでこの警察官の左胸をひじ打ちで数回突くなどの暴行を加えたということで、これは公務執行妨害の現行犯と認めて現場で逮捕したものでございます。

次に八王子関係でございますが、これは同じ六月二日午後四時三十分ごろ、事件捜査に従事していた警視庁八王子警察署の警察官が、八王子市の長沼町の二百六番地先路上に車両で差しかかったところ、その前の約十メートル先の小田急建設共同事業体事務所の管理する工事現場の鉄の扉にポスター様のものを手でなでつけている男二人を発見いたしました。近づいて見ますと、男のうちのアーケードの支柱にのぼり三本を一緒にしてビ

○委員長(金丸三郎君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

○神谷信之助君 まず最初に、六月の二日の午後四時過ぎに、東京都北区赤羽駅東口をすずらん通りで反核署名の街宣活動中の北区日本共産青年後援会員が輕犯罪法違反などを理由に逮捕された事件と、同日午後四時四十分ごろ、八王子市長沼町においてポスターを張っていた共産党後援会の労働者が逮捕された事件について、概要の報告をまず求めます。

○政府委員(中山好雄君) 今お尋ねの二件の概要でございますが、まず赤羽の関係でございます。六月二日の午後四時十七分ごろ、東京都北区赤羽二の十四の一付近の路上におきまして、十数人の者が道路わきの商店街のアーケードの支柱や電柱などに高さ三メートルほどののぼりをくくりつけておりました。これをたまたま通りかかった警察官が発見したわけでございます。そこで、その警察官がそのうちで、その美宝堂というお店の前のアーケードの支柱にのぼり三本を一緒にしてビ

一人がボスターについている両面接着テープの裏紙を取り、両手でなでるようにして、演説会の告知用のポスター、これは都選運の予定候補の方の顔写真入りでございます、それ一枚を張ったのを現認したわけでございます。そこで警察官は、車両からおりて、二人の男に対しまして、許可の有無について質問しましたところ、そのうちの一人は、この人に許可を受けた、もう一人の人も、許可を受けていたから張っているんだと言いながら、約十メートル離れたその鉄埠にさらに二枚のポスターをその二人のうちの一人が張ったのを認めたわけでございます。そこで警察官は、この両名を帶同しまして、ボスターを張りつけられた鉄埠の管理者側に許諾の有無について問い合わせましたところ、許可をしていないという旨の確認ができた。そこで、その両名に対しまして住所、氏名を質問しましたが、二人ともその点について黙秘した。さらに、川崎街道の方向に逃走しかけたということで現行犯逮捕したということでござります。

○神谷信之助君 まず最初に、赤羽の方の事件についてお伺いいたしますが、これは軽犯罪、最初の逮捕ですね。軽犯罪法違反ということですけれども、それは何に該当するわけですか。

○政府委員(中山好雄君) 軽犯罪法一条三十三号に該当しております。

○神谷信之助君 その三十三号、幾つかありますね。どれに該当するんですか。

○政府委員(中山好雄君) みだりに他人の家屋その他的工作物に張り札をしたということでござります。

○神谷信之助君 そうすると、のぼりでしよう、いわゆる俗称桃太郎旗というのですか、それがなぜ張り札になるんですか。

○政府委員(中山好雄君) 軽犯罪法の一条三十三号の他人の家屋その他の工作物に張り札をする行為を処罰するという趣旨は、これらの工作物等に関する財産権、管理権、それから美観を保護しよとうとするものであるわけでございます。こういっ

は権利の保護の觀点からは、張り札の材質、形状は問わない、というのが判例にもございます。したがつて、のぼりの形をしていても、それ自体では犯罪の成立を妨げないと解せられるところでござります。

張り札をするという行為、これは札をひもや針金などで工作物に結びつけて固定するものも含まれるというのが判決例でございますので、今申しましたのはぼりをビニールひもで工作物等に結びつけて固定する行為、これはやはり難犯罪法の一条三十三号の張り札をしたことになる、こういうふうに解されると思います。

○神谷信之助君 それはちょっと無理があるのじやないんですか。例えば五十六年八月五日の東京高裁判決、御承知だとと思うのですが、立て看板事件の控訴審判決では、あのときは立て看板です。のぼりじゃないです。その立て看板を他の工作物に付着させても、立て看板本来の機能である脚部の存在を失わしめるような付着でなければ張り札と同視できないとして無罪の判決をし、検察庁は上告断念をしたために確定をした判例がありますね。したがって、これは立て看板ですよ。あの判例の中にもありますように、立て看板を立てるといふことが主であつて、固定をさせる行為は從であるという判断をして無罪の判決になつてゐるのですけれども、これは確定判決としてあるわけで、今度はのぼりですから、のぼりが何で張り札に該当するのか。のぼりはハタハタはためくのだから、その旗を全部壁なら壁に固定をさせるということになれば張り札にそれは該当する、これはわかります。それですから、何で張り札になるのかというふうに思うのだけれども、少し拡大解釈をし過ぎるのじやないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○政府委員(中山好雄君) 今も申しましたように、輕犯罪法一条三十三号の趣旨というのは、やはりこれらの工作物に関する財産権管理権、美觀を保護しようとするというもので、その材料が紙であっても木であっても金属であっても材質や

形状は間わないものというふうに解されるわけでございます。その紙、全部張らなければいけないかというと、そうではないというふうに私どもは考へているわけでございます。
それからもう一つ、先ほど東京高裁の判決例を御引用になりましたが、問題は、工作物あるいは対象物に付着させる、その付着のさせ方だと思います。付着の態様や程度が張り札と言えるような、そういうことになつてあるかどうかという点が問題になろうと思います。この場合はビニールひもでアーケードの支柱に二カ所にわたって二重にくくりつけたということで、これは三十三号で言う程度の付着行為があつた、こういうふうに私どもは見ておるわけでございます。

のいうように思うのですが、そういう核兵器反対の署名運動や大衆的な行動を、その目的を達成をするために、より理解を求め、協力を求めるための一切の行動までが、それは張り札に該当するといつて逮捕するというのは、私はどう考えたって認めるわけにいかぬのです。ちょっと余りにも拡大解釈じゃありませんか。立て看板を立てて、そしてそれを固定をさせるというのと、のぼりを持っていたって立て看板の場合は二、三日なり一週間置く場合もあるでしよう。のぼりの場合は大体、終わつたらすぐ持つて帰る。そんなところへ置いておいたらだれにとられるかわからない、これは有償の物件ですから。立て看板とのぼりと同一視すること自身も、私は無理があるような気がしますが、いかがですか。

○政府委員(中山好雄君) 私どもで検挙したものはアーケードの商店の一人の方の管理する一本のアーケードの支柱に三本ののぼりをくくりつけた、こういうものでございます。その中身は、「手で」は「飯田幸平さんとともに核兵器廃絶を」、これは共産党の都議会議員のお名前だそうでござります。それと「核兵器全面禁止を今こそ実現しよう」、それからもう一つが「核兵器廃絶を青年の手で」この三つをくくりつけただと、いうことでございます。このほかに十数本ちょっと並べてくくりつけているわけでございます。これは見方によつては美観を害しないということも言えるかもしませんが、商店街のそれぞれの支柱等の管理者の立場からすれば、これは困るという方もあり得るわけでございます。そして、そして、現に今回この事件について管理者の御意向を聞いたら、許可をしていない、それを立ててもらつては困る、こういう御意向だということでございます。何といつても管理者の許諾といいますか、了解といふのが大事であると思いますが、それを得ずにやつてゐるというのやはり問題ではないか、こう思うわけでござります。

三号違反ということで逮捕したりした例はあるんですか。

○政府委員(中山好雄君) 定かには承知しておりますが、私の承知する限りでは初めてでございません。たゞ、警告等で、そのばかりをやるのを警告を受け撤去したような事例が私どもの知らない範囲で、あるかもしれません。

○神谷信之助君 警告をした事例も恐らくないでしよう。京都で四条河原町の四つ角で土曜、日曜になつたらほどんどやっていますよ、それそのいろんな団体が署名運動をやつたりピラをまいたりするのに、警官が机におつたって一言も文句を言いませんよ。私もそこでメガホン持つて通行中の人に訴えています。東京都内でも恐らくそういうことは自由にやられているんですね。だから警察厅は、そういうのばかりをアーチェードの鉄柱に無断でくくりつけた場合、これはこれからは軽犯罪法の一条三十三号違反として、言うことを聞かないければ逮捕すると、そういうように方針を変えたんですか。方針を変えたとしか思えぬじゃないですか。

○政府委員(中山好雄君)

軽犯罪法といいますのは、それ自体罪となる行為は国民の日常生活における余り程度の大きくない迷惑行為など、比較的軽微なものであるわけであります。しかし、これらの行為を放置するということは社会における法秩序無視の傾向を強め、あるいは重大な犯罪や事故に発展することも考えられるということで、その態様に応じて警察は警告したり指導したり、あるいは検挙したりと、こういうことをやっているわけでございます。京都の事例といふのは私存じませんが、やはりそういうのばかりでも一条三十三号に該当するものと私ども考えております。態様によつてそれらのいずれかの措置をつけていくわけでございますが、大体警察官の警告ないし指導に従つて直していくだけのが大半と存じます

が、場合によっては検挙という事態も、今後ともあり得るかもしれないと思っております。

○神谷信之助君

今の答弁は重要です。私自身で

さえも何幅もやっていますけれども、一回も警告も指導もされたことがない。東京都内においても

そういう事案は起こっていない。だからそれは、違法の行為ではない、軽犯罪法の一条三十三号には当らない、いつもやっていることだ。だから安心をしてやろうとするんですよ。これは当たり前ですよ。これはそれに該当するということをちゃんと法律的にも確定をするならば、これはまた

解釈を変えて、該当するのだと、これからはやるそれでわかります。そういうことはしたらいかぬとわかっているのだったらせぬ。してもいいといふことで従来きていることを警察厅の方で勝手に

解釈を変えて、該当するのだと、これからはやるでしよう。ますますそれこそ大衆の運動というものを抑えていくということになつて、わざわざこの軽犯罪法制定のときに第四条を加えたこの趣旨に反するわけでしよう。だから、旧法の警察犯処罰令でしたか、あれが人民の、国民のいろんな運動を牽制をする武器になつておつたという反省の上に立つて、したがつて軽犯罪法の問題でも第四条を特別に入れたわけでしよう。だからこの辺は、今の問題は私は重要な問題だと思います。

警官にこれは軽犯罪法違反であると言われても当該の人間はどう言つていて、その現場で。なぜ軽犯罪法違反になるんですか、今までちゃんと普通にやつてあるじゃありませんか、なぜですかと。そうしたら、そのときに大西という刑事さと。そうしたら、そのときにA君に対してもB君を捕まえて車にねじ込むその行動の中で、そのB君に対するA君に対しても、正当防衛をするために周りの者が、連れていくな、納得しないんだからと、こう言つていている内容で。そのもつれ合いの中であなた方は公務執行妨害罪ということを言い出した。それで今度は無理やりにB君を捕まえて車にねじ込むその行動の中では、そのB君に対しては金治五日間、五日間の診断書がありますから、そういう方がを与えてます。これがこのテープでもはつきりしているのです。

だから、この問題は私は二つの問題があつて、

一つはこのばかりを立てて短時間署名行動なら署名行動するための行為としてそれを立てる、くくりつける、それを今まで警察も指導もない。突如として警察厅の方針を変えて、反核平和署名運動を牽制する意図を持つて、明確に言うたら、やらせない、従わなければ逮捕すると、こういう方針をとつたと言わざるを得ないでしよう。

ただそれには、それはこんなところでできぬ、説明してやるから署へ来いと、こう言つてやるんですけどございまが、大体警察官の警告ないし指導

やりとりしています。そしたら、ここでは何だから、説明してわからないなら連れていくんだと、こう言つて署に同行を求めているんです。逮捕

されるととは直接言つてない、逮捕とも言つてない、任意同行を求めている形態ですが、任意同行ですと直接言つてない、逮捕とも言つてない。説明してわからないから連れていくんだ

捕という意図表示、職権の発動、その行為を明確に国民の前には明らかにしてない。したがつて、A君が行きたくないというその正当防衛権を確立をするというか保障するためにB君がA君の腕を引っ張つてとめようとする。警官はそれを妨害しようとするとするでしよう。そうしたらそれを公務執行妨害と、まさにこれは不當だと思います。

それは現行犯で逮捕すると仮にしても、今まで

あなた方はそういうのは犯罪行為とは認めてなかつたのだから、警察官の面前で堂々と今までやつてゐるのだから、全国至るところでこれは一件も

ないですよ。これは正当な行為だということで国民党がやつてゐるのに、警察が決めたらそれは絶対に正しいんだ、それに従わない者は逮捕するんだと、まさにもう甚だしい増上慢といいますか、権力にあぐらをかいたそういう行為だと私は思うんです。許せぬです。そのことが、そういう行為が社会的に議論があつたとしても、異論があるとしても、意見、見解が分かれるにしても、軽犯罪法違反の疑いがある行為だということで一定の事例なり一定の解釈なりそういうものが闡われておる、そういう疑いがある行為だ、ということがわかる

し、そこで実際に警察官が言つてることとは、軽犯罪法違反の説明をしてやるから署に来なさい、そのため連れていくんですよとして、周りの人にも説明をしている。任意同行で強制あるいは逮捕といふ意図表示、職権の発動、その行為を明確に

もう一つは、現行犯逮捕で告知義務が確かに法文上はありませんね。明文の規定はない。しか

それから、先ほどの東京高裁の判決で言つてるのは、その立て看板の工作物に対する付着の態様が余り強くなかった、こういうことで張り札と

するに当たらないといふ判断をされているようですが、あります。今回の場合は、先ほど申しましたように、アーケードの支柱に上下二カ所にビルのひもでくくりつけるという付着の仕方をしている。そういうことから、やはり軽犯罪法一条三十三条に該当するものと、こういうふうに考えているわけでございます。

それからもう一点の、署へ任意同行するつもりだつたではないか、それを嫌だということで正当な権利の行使をなさつた、こういうことでございまが、私どもの聞いているところでは、その場で先ほど申しましたアーケードの支柱の管理者の許可を受けているのかどうか質問したところ、男は許可を受けていないと答えた。そこで警察官がさらに住所と名前を質問したのに対し、男は名前なんか言う必要はないだろうということでありましたものですから、その場で逮捕いたしました。その際、私どもで報告を受けているところでは、軽犯罪法違反の現行犯人として逮捕する旨を告げておるわけでございます。

○神谷信之助君 なるほど、報告によれば現行犯

逮捕を行うということを告げておるという報告を受けておるんですね。だから、現場の警察官がいかに自分の越権行為を遮るために虚偽の報告をしておるかということを証明するのがこのテープです。それをうのみにして、正常な国民に対して二泊三日ですか、二晩、三日間にわたる留置まで行う、まさに乱用以外の何物でもないということを指摘をしておきたいと思います。

これだけでやるわけにいきません。八王子の方

もそうなんですね。八王子の方、今の報告を聞くと、張つておるところを、その現場の近くに来て橋上から見て、粘着テープで張りつけておるのを見た、そして両人を帶同して、そして許可を得たかどうかと許可の有無をやつたら、許可を受けておきたいと思います。

大体、最近都議選を前にしまして、ポスター張

りについて確認を得ておるかどうかといふこと

で、無許可でポスター張つたといふことで逮捕さ

れるという事件が最近ふえておる。だから、必

ましたか、どういう主張をいたしましたか。

○政府委員(中山好雄君) 一名はこの人に許可を受けたと言ひ、もう一名は許可は受けているから張つておるんだと、こう申しました。

それを受けたと、一人は直接行つてポスターを見せて、受けたと。一人は張つていいから、

しかしあつたはがしてくれよと言うて許可を

受けた。許可を与えた人は二階へ上がっていつた。

だから安心をして張つておるのだ。それで、それ

に對してあなた方の警官の方は、その許可の有無

をもう一遍確認に上がつた。飯場みたいな二階で

すから数十人いるわけです。初めの一つ、二つの

部屋で許可を受けたかどうか確認をして、許可を

与えた人がたまたまそこにはいなかつた。そした

ら、おまえはもう無許可で張つたと一方的に断定

をして逮捕した。二人は、まだおるじゃないか、

私はちゃんと許可を受けた、そういう主張をした

のを無理やり、そこで確認をせずに、形だけ無許

可の確認をしてそして逮捕したんです。いかがで

すか。

○政府委員(中山好雄君) ただいま、両名の男か

ら許可を受けたということを聞いた、それを本当

かどうか確かめにその二名を帶同して警察官は鉄

塔の管理者側に問い合わせに行つたわけでお

ります。許可を受けておる受けていないといふこと

は、この軽犯罪法一条三十三号の成立に関しまし

て非常に重要な点でござりますから、当然その資

格のある人から聞いたものと存じます。

○神谷信之助君 そういうあいまいなことをして

もらつては困る。あなたおっしゃるように、最

大、重要な要件である「みだりに」に該当するわ

けですから、許可の有無などいものは、あなたが

言つたが、実際はそうはしてない。

ところが、実際はそうはしてない。

大体、最近都議選を前にしまして、ポスター張

りについて確認を得ておるかどうかといふこと

で、無許可でポスター張つたといふことで逮捕さ

れるという事件が最近ふえておる。だから、必

ましたか、どういう主張をいたしましたか。

いは知つていて知らぬ顔しているのかもわからぬ。やらしていてここでその弁明をする。防衛してその行動をさらに支える。こういうことになります。この点ひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(中山好雄君) 許可の有無についての確認につきましては、二人の男を帶同して管理者に許諾の有無を問い合わせたと申しました。それはとりあえずはその事務所内にいた係長に確認をいたしました。それからその後、これは小田急建設等の共同企業体の事務所でございます。その事務所長からも許可をしていない旨を確認しています。

それから、尾行してねらつた云々のお話でござりますが、重要なことは、その五軒、六軒張つた後、必ず警官が、許可を与えたかどうかといふことを確認しているんじゃないですか。六軒のうち五軒は警察官が直接行つて確認をしています。そ

れは張つた後二、三分してから、あるいは五分後、十分後に、一軒だけ翌日、こういうことになつています。一軒だけ言葉を漏しながら、警察が

来たとはおっしゃらない家が一軒ありました。確認は、張つてよろしいという許可を与えましたか

ということを確認しました。

そうすると、これははどういうことを示しますか。ある目的を持って車に乗つて二人はポスター

張りに行動する、それを警官が尾行しているわけです。張り終わつて行つたらすぐ行つて確認をし、そしてまた次に行く。初めのところは二、三分後に行つていますよ。二軒目、三軒目になるとちょっとおくれてくるから五分後になつたり十分後になつたりする。街道筋やつていますから、ずっと。そして、七軒目張ろうとするところに來たのは、もう今度は片一方大体張る作業の終わると

ころへ来ています。ずっと尾行しているんだ。共産党的政治活動を妨害するために、そういう目的

と意思を持つてこの行動を監視し続けてきたことは歴然としている。これが警察法の「不偏不党」というこの規定に反することは明確じゃないですか。事実がこのことを証明しているのだ。そういう

ことをぬけぬけとやつておるといふことは許せないですよ。

あなた方のところへ来る報告にはそんなこと書いてない。ぐあいの悪いことは報告しない、ある

もらつては困る。あなたおっしゃるように、最大の要件である「みだりに」に該当するわけですね。ほんの候補のポスターが全部張つてあります。ここで許可を得て張つていたところを逮捕されました。事件後、この辺はどうなつたか。さればがされています。我々のポスターを張る以前に張つてあったポスターはちゃんと許可を得ていたのかどうかということは確認はできているのか。確認ができない、無許可で勝手に張つたようだ、だから全部はがした。こういうことがこの現

場の事務所の手でやられている。まさに意図的な

ところを一々許可を取つたかどうか、けつについ

て歩いて確認をしたり、これは一連の行動です。

その日の一日の六軒、七軒目のところですから。

こういうことを私は、それは警察庁の上までそんな報告が入つてくるのかどうか知りませんけれど

も、虚偽の報告が山のように来ているのじやない

かと思ひますけれども、こういうことは私はあつてはならぬものだと思います。この点について長官の意見を聞いておきたいと思います。

○政府委員(中山好雄君) ただいまお示ししただけ写真で、現場の鉄塔にほかの候補者の写真も張つてあつたじゃないか、こういうお話でございります。これにつきましては、今回の違反事件を明らかにするために現場の実況見分を行いました際に、塔に本件以外のポスターが張られているのを見つめました。そこで、これについても管理者が見つめましたとこ、やはり許可なく張つてあるといふことがわかりました。したがいまして、これらにつきましても実況見分を行なうなど、所要な事後検査を行つてあるところでございます。

なお、それらのポスターにつきましては、その管理者が管理権に基づいて撤去していると聞いております。

○神谷信之助君 いかに何ぼおっしゃつても言いく抜けられないですよ。だから、こういう不当なことを、ほかの候補者のポスターははつたらかし、聞きもしない、事件後聞いているんです。やっぱい、だからもう取つちまえといふことが明らかだと思ひます。証拠隠滅のおそれさえある。だから、こういきょうは二件この問題言いましてが、のほりの問題についても今まで從来ずっと貫して違法な行為ではないという、そういううことが蓄積されている。途端に警察の方針を変更して逮捕するというようなことは、まさに警察が方針を決めれば国民は文句なしに聞かないかぬという、そういう態度ではこれは許せません。

したがつて、こういふことは、この間、港区の事件もありましたけれども、そういった問題も含めまして最後に、時間ありませんが、国家公安委員長、この点は、警察法の「不偏不党」「中正」というこの原則はやっぱり堅持して、こういう不當な行為を許さないように国家公安委員会としてもらやんと目を光らしてもらいたいと思うのだが、いかがですか。

○政府委員（鈴木真義君）先ほど來の御質疑、反核あるいは政治活動、そういうもの、さらには公職の候補者を一般住民に知らせようというような行為、もろもろのそういうた運動なり行為につきましては法に従った範囲内、これはもとより自由でございます。この騒犯罪法の運用につきましても、警察としましても十分な配意をもって過去のいろいろの事例も積み重ねてやつてきているわけでございまして、いわゆる桃太郎旗というようなのはりといふものが先生のおおしゃるようによつぱりこれに入らぬということは私も思いません。やはりこれはそれぞれの掲示の仕方において張り札とみなされるものであろう、こう思ひますし、そういう意味では、張り札を問擬して処置したこの件につきましては、決して過去警察としてそういうものは野放しにしておつたということは私としても認識いたしません。

○神谷信之助君 今答弁は全面的に納得できましたが、時間がですから、もうこれでやめます。

○三治重信君 まず、シートベルト着用義務化についてお尋ねをいたしますが、諸外国で大分着用の強制を法制化をしている。それから、さらには罰則も盛つてあるところも大分あるようになっておるわけなんですが、これは我々が外国へ行つて自動車に乗つたときの運転手なんかが本当にこのシートベルトをつけているのを見たことがほとんどないわけだと思うんですけれども、日本においても外交官関係の車はこういうようなのはもちろん適用から外されるということだらうと思うだけれども、一般的の運転ドライバーが確実にシートベルトをついているかどうかというところまで精密には見てこなかつたわけなんですが、こういうことに倣つて今度は法改正をしたことだらうと思ふんです。

法施行令の一部を改正する政令案の骨子」といふ二枚目に、「8行政処分点数及び反則金の額（別表一及び別表三関係）」といふことになつておつて、この項目は今度の別表一及び別表三できちんとこれは発表されるものなんですか。殊に一番重要なものは、真ん中の「座席ベルト装着義務化一項」というところで、「(当面)高速道路運転者の非装着のみ」と、こういうふうに書いてある。これはきちんと別表一及び別表三で表示をされるということなんですか。

○政府委員(太田壽郎君) この行政処分の点数の付与の部分は政令に委任されている事項でござりますので、今御指摘のように、政令の別表一あるいは三の改正をするということになる部分でござります。

○三治重信君 しかし、法律の方では全然そういう留保条件や政令に委譲するということは全然ないで、それで政令でやるというのはどういうことか。

○政府委員(太田壽郎君) 道路交通法の百三条の規定がございまして、百三条の二項でございますが、そこで今のような政令に対する委任事項が規定されているということになるわけでござります。

○三治重信君 そういうことで括弧書きでこの占数を減らされるのは、そうすると高速道路の場合だけと、こういうことでいいのだが、しかしこれをいずれまた一般道路までやろうと、こういうことなんですが、自動車にはシートベルトはついているわけなんだが、その装着ということになつてくると、自分の命のことなんだけれども、なかなか現実に慣習的につける、つけぬということになると、これは指導体制、P.R.というものがなかなか大変だうと思うんです。そういうシートベルトの装着義務化ということについてドライバーに觀念的にはわかっていても、現実にそれを必ず自動車に乗ればシートベルトをつけるという方法について警察庁の方でどうふうな指導案があるか。

○政府委員(太田壽郎君) 今御指摘のように、座席ベルトの装着率を高める一番いい方法というのは、座席ベルトの効用というものについて各ドライバーが、あるいは同乗する方も含めてですが、正しく理解をしていただく、それによって自分の命も守れるし、交通事故が起きた場合の関係当事者の利益というものにも非常にプラスになるというようなことで、そういう正しい理解の上に立て初めて着用率が上がってくるというふうに考えておわけでございます。

そこで、この法案が成立するということになりました場合には、単に警察だけでございませんで、関係各省が座席ベルトについてのいわば国民的なP.R作戦といいますか、そういうものを行なうような、そういう仕組みというようなものもつくりまして、関係団体を初めとして地域の幅広い協力といいうものを求めながらこの着用率の定着を図っていくということで、具体的にいろいろと今段取りといいますか、まだこれは法案の審議していただいている最中ですので、全くの内々の話でござりますけれども、いろいろ考えているところでございます。

○三治重信君 それで、総務省としてはシートベルト着用推進会議というような構想もあるというふうに聞いているわけなんですが、それを差足さず計画なりその会議に参加する省庁の範囲とというものについて、ある程度の計画があるなら知らしてもらいたいと思いますが、その場合に、今警察庁が答弁なさったように、やはりシートベルトをつけるとどういう効用があるという、單につけることになったからという義務化の装着よりは、やはりシートベルトをつけることによってドライバーはどういう利点があります、プラスがあるかということについてP.Rするという着眼点というのは、僕は非常にいいことだと思うんですが、そういう問題について、総務省の方で総括的なシートベルト着用推進会議のような構想があるのかどうか。

進についてでござりますが、これにつきましては、

第三回

○三治重信君 それから、これは東京の本部ばかりじゃなくて、都道府県も同じようなことでやれるような体制をひとつつてもらいたいと思います。都道府県単位、地方の単位もですね。

三九
一九

動におきましてはその重点目標にする等、その善
及に努めてきたところでござりますけれども、今
後さらにこのシートベルト着用のための、今先生
御指摘の着用効果でありますとか着用の正しい方
法でありますとか、そういう点に重点を置きまし
て、広報、啓発活動の強化をしていきたい、また
強化を図る必要があると考えているところでござ
います。

ですが、これにつきましては、先ほど申し上げました
とおり、広報、啓発活動の強化のため現在検討いたして
おります方策の一つでございまして、その内容等につきましては、交通安全に関係します中央省庁や、また民間の交通安全関係団体により構成いたしまして、その構成員がシートベルト着用の徹底のために行う活動につきまして連携を密にするところによりまして、その効果的な実施に資することができるのではないかというようなことで、検討を現在進めているものでございます。したがいまして、まだ検討途中でございますために、お尋ねの点につきまして詳細な内容は差し控えさせていただきたいと思うわけでございまして、どうか御理解を賜りたいと存じます。

いずれにしましても、従来から行っておりますシートベルト着用推進運動につきましては、中央省庁でありますとか特殊法人、地方公共団体、さらには民間団体の方々に主催または協賛という形で協力をいただき、活動をやつていただいているわけでございまして、今後はこのような団体の活動をさらに活性化いたしまして、官民一体の運動の盛り上がりを図りまして、シートベルトの着用の徹底、当然その際には御指摘の着用の効果でありますとか正しい着用方法の周知につきましても啓蒙をしてまいりたい、このように考えている次

○**説明員（下宮進君）** 学校における交通安全教育につきましては、児童、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じまして、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解し、身近な交通環境におけるさまざまな危険に気づいて、的確な判断のも

導をして、座席ベルト着装の習慣化をます図ろう
ということとで努力しているところでございます。
○三治重信君 そういうぐあいに教育していく
と効果が逐次出てくるだらうと思うんですが、私
の経験からいって、工場、事業場なんかの産業安

な問題、またこれは自動車と一般的の道路を歩く者について相当なやはり重点を置いてやっていかぬというと交通安全は進歩しないと思うんですが、まずそういうことについての心がけをどういうふところまでこなっていらっしゃるか伺へんこい。

（おもして時間を持ちまして 特別に差習を行っているところでございます。それから、現実にハンドルを握って技能講習を行うそちらの方の場合には、教習所の場内あるいは路上に出て行う教習を行わず、必ず座席ベルトを着装させて教習を行ふ、この点はお力の事項で、まことに、

思うんですが、この文部省のいろいろの義務教育、また各学校の段階においての社会道徳教育といふものに、国民が守らなくちゃならぬこういう具体的な事例、単にシートベルトばかりじゃなくて、自動車から物を投げちゃいかぬとか、また、そういう

○政府委員(太田義郎君) 自動車の教習所におき
ます座席ベルトの着用の問題でございますが、學
科教育におきましてこれまでも座席ベルト着用の
効果と座席ベルトの正しい着用方法等いうことこ
ります。

教科の中にもこういう交通安全の問題を教科の中
に、免許を取りました場合には事前に相当入れてい
るだろうと思うんですが、そういう学校による子
供のときからの教育と、それから現実に免許を取
る段階になつての教育というものがやはり両々相

シートベルトの問題につきましては、乗り物の安全な利用ということで、子供の段階でございま
すので自分で自動車を運転するといったことは通常ないわけでございますので、乗り物の安全な利用という形で、学校の中において十分今後とも指

学校において交通安全教育というものをどの程度学科に入れているのか。また、将来どういうふうな法規の改正によって、社会科だろうと思うんですが、社会科の教育の中で交通安全の教科を変えていくつもりなのかという問題と、それから自

らには乗り物の安全な利用などについて重点的に指導をやっております。また、高等学校におきましては、小中学校における指導を一層発展させまして、安全に対する意識の高揚と実践力の向上を図り、よき社会人として必要な交通マナーを身に

それからこれは文書省たか和は文書省おつて産業安全のマターずっとやつていたのですけれども、予防対策というのが非常に必要なこと、その予防対策というのはPRとともに、それに取り組む基本的な予防教育というものが必要だと思ふ。

ます。教科の中での取り扱いはござりますては、社会とかあるいは理科等において部分的に出てきますが、主として特別活動で特設時間を設けて指導をすることにしているわけでございます。

○三治重信君 第でございます。
それから、これは東京の本部ばかりじゃなくて、都道府県も同じようなことでやれるような体制をひとつとつてもらいたいと思います。都道府県単位、地方の単位もですね。

とに安全に行動できる態度や能力を養うことなどをねらいとしてやっているわけでございまして、具体的には特別活動の学級指導、ホームルームあるいは学校行事を中心いたしまして、学校の教育活動全体を通じて行うこととしているわけでござい

だ点数は差つ引かない、こういうことなんだが、着用義務というものを法律上きちんととして、着用しなくちゃならぬというのは、一般道路でもみんなこの法律が成立すると義務化するわけでしょう。それがすぐ点数を減らしたり、罰金をつけるということはやらないが、そういうぐあいになつたときに、高速道路ばかりじやなくて、シートベルトをつけておつても死亡した場合には保険の割り増しをつける、これもやるのもひとつ利害関係があつて、シートベルトをつけなさいという非常にセールスポイントになろうと思うんですが、そういうことについてどういうふうにお考えなつていますか。

○説明員(鏡味徳房君) ただいま先生からお話を

ございましたように、現在任意の自動車保険にお

きましては、高速道路等で座席ベルト装着者が事

故により死亡した場合には搭乗者に対する死亡保

険金のほかに特別保険金が支払われる制度になつております。

高速道路等に限定いたしましたのは、現在高速

道路等において自動車を運転する場合には座席ベ

ルトの装着が義務づけられておる。したがいまし

て、事故当時の座席ベルトを装着していたかどうか

の事実の確認が比較的容易であるという事情が

あるからでございまして、これを一般道路まで拡

大せよというお話をございますけれども、この問

題は道交法改正の具体的実施方法や事故当時の座

席ベルト装着の確認方法等につきまして、警察當

局の考え方を伺いつつ道交法改正の実施時期まで

に損保業界において検討をさせるように指導して

まいりたいと思つております。

○三治重信君 そういうような教育も教育だけれど

ども、シートベルトを着用するところの利点があるといふものもぜひひとつ加えて、一般的にやつていくといふことがいいのじやないかと思うんです。

○三治重信君 それから、先ほどちょっと言ったのだけれど、交通基本計画というものがまた別につくられています。それは、交通基本計画というものがまた別につくられています。

○三治重信君 そういうふうになつて、また実施状況はどちらいるようなんだけれども、現在、第三次五

年計画として五十六年度一六十年度でやつて、みんなこの法律が成立すると義務化するわけでしょう。それがすぐ点数を減らしたり、罰金をつけるということはやらないが、そういうぐあいになつたときに、高速道路ばかりじやなくて、シートベルトをつけておつても死亡した場合には保険の割り増しをつける、これもやるのもひとつ利害関係があつて、シートベルトをつけなさいという非常にセールスポイントになろうと思うんですが、そういうことについてどういうふうにお考えなつていますか。

○説明員(戸田正之君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でございます

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

本年度は、第三次の交通安全基本計画の最終年

度でござります。先生御指摘のとおりでございま

す。私どもいたしましたは、関係省庁の連携の

とともに、先ほど来いろいろございましたような交

通安全思想の普及徹底でありますとか、あるいは

と、安全対策はどうしても相当官民挙げての努力

をやる必要がある、こういうことにおいては一致

した意見だろうと思うんです。さらに、四次計画

をつくってやる、こういうことでござりますので

了承しますが、それには完全に実施できるよう

な、しかも効果が上がる計画というものをしつか

りひとつつくってもらいたいと思います。

それから、そういう災害を減らすソフトな計画

といふものがつくられるとともに、今度はハード

な部面でいくというと、やはり交通安全施設とい

うものがハードの問題として出てくるわけなんですね。

それもまた政府は何次計画とかというのではなく

かなか得意なんで、交通安全施設整備計画で、こ

れも第三次五ヵ年計画というものが五十六年度一

六十年度で設定をされているようでござります。

○三治重信君 これがもまた政府は何次計画とかとい

うのではなく、かなか得意なんで、交通安全施設整

備計画というのはソフトの部面とハードの部面と

表裏一体してつくつた、こういうふうに理解して

いいのじやないかと思うんですが、こちらの方の

ハードの部面の第三次五ヵ年計画というものの達成

が、こういう交通安全基本計画と交通安全施設整

備計画と、その点数は、交通基本計画の所管の分で

第三次五ヵ年計画との比較達成率はどうい

うものか。それから、さらに第四次五ヵ年計画と

第三次五ヵ年計画との目標を立ててやつて、その

目標をどのように考へておられるか。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年

の交通事故の死者数を見ると、九千二百六十二

人ということで、一昨年に比べまして二百五十八

人減少はいたしましたけれども、三年連続しまし

て九千人を超えるという非常に厳しい状況でござ

ります。したがいまして、第三次の交通安全基本

計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるとい

うことで、私ども非常に厳肅に受けとめていると

ころでございます。

○説明員(横内正明君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でござります

が、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死

者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、

こういうことでございますが、昨年昭和五十九年</p

交通安全施設の整備に努めてまいりたいと考えて

新たな五カ年計画を策定するかどうかについて
は、今後政府内で検討してまいりたいと考えてお
ります。

○三監督信君 そうすると、こちらの方はまだやるかやらぬかわからぬ。そういうことのようですね。しかし、このソフトの部面をやっていくのだつたら、またこのハードの部面の方も平仄を合わねば、いつまでも延びてしまうと思う。

せめど、いわゆる交通安全の推進という問題が今まで両方やってきたのが片方抜けてしまって、ちょっとそこに非常に気力が衰えるような格好にならぬようひとつ考えてやってほしいと思うんです。

して自動車重量税の問題をひとと取り上げてみると、自動車重量税はいろいろなきさつで、一つは地方への特定財源として四分の一を自動車重量

譲与税としてやる、それからこの四分の三を大体道路事業にやる、こういうような格好で自動車重量税の使い道について各省庁と大蔵省と話し合いがついているようなんですが、何というのですか、国の道路特定財源のうちで二割ほど一般財源としてやるということになつて、その中にこの警察の道路施設整備の財源が入つているというふうなことに聞いているわけなんです。つまり、自動車重量税の四分の一が地方の道路特定財源になつて、四分の三が国の道路特定財源、その国の四分

○説明員（吉本修二君）　ちょっと制度的な問題でござりますので申し上げておきますが、おっしゃるとおりその四分の三は国の財源になるわけでござりますけれども、制度的には全額一般財源といふことでござります。ただ、沿革的にその八割程度を道路に充てるという運用を行おう、こういうことででてきておるということだけをちょっと申し

上げさせていただきたいと思います。

○三治良信君 それで、その八割方は一般財源にしても國の道路財源というふうに使うという分はいいのだが、そのあとの一割の、これまで準一般財源の中は警察の道路施設の財源というふうに理解をしているというふうに言つているのだけれども、それはそれでいいのか。それはどうななのか。そんなことは別にそこまでは約束してない、こういうふうに理解しているのか。

○説明員 吉本修二君 制度的な財源でございますので、金目につながりはございません。全体として予算を総合的に編成していく。そういう財源としては、そのほか所得税、法人税等の一般財源全体と、今公債も発行しておりますが、そういう毎年度厳しい財政状況の中で予算編成を行つていく、こういう考え方でまいっておるわけでござります。

備の財源として別に自動車重量税の部面が充てられるとかなんとかいうようなことはない、それは重量税の方は純然たる一般財源だから、それから警察庁の道路施設整備の財源も一般財源だ、重量税とは関係なく、警察庁の道路施設整備の財源は

いのかな。
○説明員(吉本修二君) 制度的に特定のものに充て
るというような考え方で今立法されておるもの
に、自動車重量税ですと、例えば公害健康被害補
償の関係の財源に充てるとか、そういう制度があ
るのがございますが、そのほかのものについては
特に制度的なものはございません。

（三）運輸信託　そういうふうなと
れば、自動車重量税で國の財源としての四分の
三のうちで道路等の方に使はうという拘束を受けて
いるのは八割だけである、公害健康被害補償關係
が一部あるけれども、あとのは一般財源として考
えていると、こういうことで、必ずしも警察の道
路施設整備の財源というふうな考え方については
賛成できないと、こういうふうに解釈していいの

かな。

○説明員(吉本修二君) そういう問題ではございませんで、交通安全対策というのについては、その施設の整備、そういうものももちろん必要でございます。そういう必要性といふものについて、全体の予算編成の中いろいろその必要性を考えながら、限られた財源の中で必要な財源を配分していく、こういうことでございまして、その財源があるとかないとかいう問題とは別な次元で

○三治重信君　はい、わかつた。警察庁も知つてゐるのだろうけれども、そういうことのようなんですよ、必ずしも警察の道路施設整備は自動車重量税の枠にとらわれないで大蔵省は査定をする、そういう理解でいいんですね。

そういうことなんだが、なぜそういう質問をす
るかといふと、結局ユーバーは、とにかく自動車

の方で出しているわけだから、この交通安全施設の財源もできるだけその中で優先的に見てほしいと、こういうことだらうと思うんですが、そういうことで、ひもつき、ひもつきでないというのではなくて、第二の問題としても、警察の行う施設整備の方も、道路財源としてきちんと枠があつて道路に使うというのに準じて、こういう自動車税から優先的に警察の道路施設整備に枠といいますか、予算を十分つけてほしい、こういうふうにお願いをしておきます。

それから、予算の問題はそんなことにしておいて、その次は駐車違反の問題で、殊にレッカーカー車で持ち去る車で、割合に持ち主がわからなかつた

り警察署へ後で処分に困る台数があらう多いよう
に感ずるのだが、これはそれほど自動車の違法駐
車というのを取り締まりを時々やると、もう所有
主もわからなければ、盗難車であるのか、もう要
らぬといって放置された車であるのかわからぬよ
うな事例が、実際レッカー車で引っ張つてみると
どんどん出てきているように感じて、警察の方で
はその処理に困つて今度は処分を早める、いつま
ま

でも所有者がわからぬで倉庫に入つておると経費

せつから路上駐車の違反の車をレッカー車で引張って持ってきたけれども、そのやつたものが所有者があらわれぬとなると、それは保管の費用もかかるし、あと処分についてもそうめちやくちに警察が無主物として処分まできぬだろう、法律の改正だから、その点は僕は今度の法律改正で好転を認めます。

ういうことについて道路交通法で整備を図るとい
うのは、これは時宜に適した改正だらうと思う。
シートベルトを強制するとかなんとかいうより
か、僕は非常にいいと思うんです。シートベルト
については、安全のそういう予防対策や基本であ
つて、法律にまで入れて強制するということにつ
いては、どうも僕は余り賛成じゃないんですが、
レッカーカー車でやるという車について、無主物とい
うのじやないが、だれが所有しているのかわから

ぬという車をいつまでもほっておくということはできぬということについての改正は非常に賛成なんですが、こういうことはどうしてこんなふうなもののが多く起こると考へておられるか。

○政府委員(太田壽郎君) 今御指摘がございました違法駐車車両の返還不能のまず数字的なものでございますが、昭和五十八年中約四十六万台レッカー移動いたしまして、返還不能というものは百九十台、〇・〇四%程度でございます。五十九年につきましても、サンブル調査でございますが、警視庁、大阪、これがレッカー移動をやっている主力でございますのでこの例で申し上げますと、八十六台があれだと。

それで、どうしてこういうふうになるのか、これにつきまして、御案内のように、自動車についてはいわゆる登録ファイルというものでしっかりと不動産に準ずるような戸籍的なものがあるわけでございまして、その登録ファイルに表示されている所有者というものは、これはすぐわかるわけでございます。ただ、その人を現実に探し当て聞いたところが、実はこれはAならAという人

間に譲渡したんだと、自分のものではないんだ、登録ファイル上はそういうふうになつてあるけれども自分のものではないんだということで、後の手続に応じないという者がかなりあるわけでございます。

〇三治重信君 こういうふうなのを能率的に処理するためには法的な根拠が必要でしようから、これは非常にいいことだと思うんだが、そういうことが現実に行われているというのは、今後そういう部面が非常に出てくることが予想されるので、ひとつそういう問題と、それからレッカーチー車といふのは、一般の所有者にしてみればふつと持っていてしまうというと、それを取りにいつても時間がかかるし、それにまた罰金を取りられて、その上また保管料を取られるという大変な迷惑かかるわけなんで、そうやって放置された違法駐車の車をレッカーチー車で引つ張っていくのはいいけれども、所有主がわかつている車はできるだけ事前に、違法駐車だから取りなさいと、こういう周知徹底をしてやって、できるだけレッカーチー車で持っていく件数を少なくする、こういう努力はひとつせひしてほしいと思う。そうしないと、たまちゅうむやみに一網打尽にレッカーチー車でやるということは、警察の方も経済的にもまた実際においてもつまらぬ努力だと、こういうふうに思います。

それとは別なんだけれども、道路交通対策で一番問題なのは暴走族対策だろうと思うんだが、暴走族が年間百台ないし二百台前後あるらしい状況になつているわけでござります。

○政府委員(太田壽郎君) 暴走族は、まあ千人も我々の方としても把握いたしておいて、中にはいろいろな者もいるだろうと田けれども、暴走族を検挙あるいは補導等をました際にアンケート等を実施いたしました。によりますと、暴走族と言われる人たち多く目立ちたい、それから大勢の人の見て、ころで暴走をしたい、あるいは町の中で走るよって快感を覚えるというような、いわゆるに自己顯示欲が強いというような性格を有する人が多いようあります。こういうよかんがみますと、今お話しのようなこと等の努力によりまして一部実現いたしました。でも、なかなか問題の全面的な解決にならぬもあるところでございまして、公害の問題等新たな問題を生ずるというような面もござるので、慎重に対処していくべきことではなうかというふうに考えておるところでござす。

もちろん、モータースポーツの健全育成ということとは、青少年の教育あるいは交通安全といふ面から見て好ましいことでござつて、警察いたしましてもこれまで関

すが、施設の整備も必要であります。やはりこれに協力しようという一般の方々の自発的な協力ということをお話のように極めて大事でござりますので、そういう点につきましては総務省、文部省とも連絡いたしまして、予防という見地からも十分努力してまいりたいと思っております。

○佐藤三喜君 私は、先日この問題で質問をしたわけですが、特に今までの各委員に対する答弁をお聞きしますと、一番問題点というのはやっぱりシートベルトの着用義務、それに伴う行政処分、ここにあると思うんです。しかし、なかなか警察庁の方はのらりくらりといふわけじゃないんですねが、修正をすることは言わない。そういうことで、この問題について四、五点ほど確認をしておきた
い、こういうふうに思います。

の三万数
りまし
います
いたし
をいたし
した結果
はとにかく
いること
ることに
する非常
持つてい
うな点に
か自治体
したとし
らか疑問
題その他
さいます
成を図る
さまし
機関、
○国務大臣(古屋喜君) 交通安全ということは、
ソフトの面とハードの面といろいろやっておりま
シートベルトであるとか重要なことであ
ると考えておる次第でござります。ただいま先生
のお話もございましたような使い
やすいものを装備することなどと理解していると
ころでござります。
○三重県信君 最後に自治大臣、この交通法の改
正について、必要な部面もあるけれども、僕は、
実際上は交通の安全というものは、安全教育面と、
それからまたやるものについての責任体制とい
るものでやつて、必ずしも法制的にやるものじゃな
いと思っておるわけなんです。しかし、全国九千
人を超す死亡災害を初めとして、交通事故によつ
て、むち打ち症から一家の資産、家計の破壊や悲
惨な状態にあるということは事実なんで、この予
防対策は政府を挙げてやらなくちゃならぬと思う
わけなんですが、道路交通法の改正は衆議院の方
で僕のところの党も賛成してきちゃつたものだから
らしようがないんだけれども、法律によらぬで、
もつとそういう国民運動的な、また道徳教育的な
ものとしてやっていくというふうな体制を主とし
てやってもらいたいと思うんですが、そういう御
意見についていかがですか。

○佐藤三喜君 私は、先日この問題で質問をしたわけですが、特に今までの各委員に対する答弁を聞きますと、一番問題点というのはやっぱりシートベルトの着用義務、それに伴う行政処分、ここにあると思うんです。しかし、なかなか警察庁の方はのらりくらりというわけじゃないんです、が、修正をするとは言わない。そういうことで、この問題について四、五点ほど確認をしておきたい、こういうふうに思います。

きょうはもう採決など理事会で決めておるものですから、会期末ぎりぎりまでやるのかと思つておったんですけども、予定が変わりましたから、これは警察庁長官、ひとつお答えいただきたいと思うんですが、おおむね過半数を超えたという、これは極めて私はあいまいな表現だと思うんです。これは先般申し上げました。ここはおたくの答弁を聞きますと、いわゆる一定時期に一定の道路で集中的にやつたその数でもって都道府県の過半数かどうか、市町村の過半数かどうか、こういう判断をしたい、その集計でおおむね過半数を超えた、こういう表現しか出でないんですねけれども、私はこれでは承認できないと思うんです。全都道府県が少なくとも過半数を超えたという、こういうことが行政処分をつけないと判断すべき一つの表現だ、私はこういうふうに思うんですけども、この点についていかがですか。

○政府委員(鈴木貞誠君) まず、着用率の調査でございますが、現在これは全国各地で行つてあるところであります、その総サンプル数に占める割合をおおむね過半数に達することが基本的な条件であります。ただ、一部少數の県だけが極めて高くなつたために、他の多くの県が低率であるにもかかわらず全体として過半数を超えるというこ

とに達したといたしましても、これをもって直ちに過半数に達したと断るのは妥当ではないと考えられますので、各都道府県別に着用率を算出いたしまして、着用率が五割を超える県が全都道府県の過半数を超えることをも一つの目安にしていいきたい、こう考えております。

がございますが、行政処分とい
れば営業できいけませんから、
ついて適用除外もございますけ
らない場合であっても取り締ま
い、こういうふうに私は思うの
の点はどういう御見解ですか。

えども十五点にならぬ。こういった点に
れども、除外となりの乱発はいけな
りますが、こ
シートについて申し上げたところが当てはまるケー
スもないではないと思うのであります。
○佐藤三吾君 次に、ヘルメット、シートベルトの
保安装置のうちなものが設定されて着用が義務
化されるべきであるが、これによつて、これによつて、

りますね。昨年これを設置しておりますから、これは同じ警察行政でもありますので、等の中に道交法も読み込んで、一般道路にも行政処分点数を付加する場合に報告として議論する場を保障してもらう、こういうことを要望しておきたいとと思うんですが、いかがですか。

なお、大都市を抱える都府県においては最大限の行政努力、啓発宣伝に努めましても着用率を過半数にまで上げることは困難であると考えられますが、施行は全国一括りで行う必要がありますの

○政府委員(鈴木金治君) 法律の運用についての御質問でございますが、法律の施行前はもちろん、施行後においてもその周知徹底に努めまして、着用の慣習を身につけるような工夫を凝らして、

仕されまると価格が不^正常に上かってくる。これにて、先般私が申し上げたとおりであります。また運転費者に余計な負担をかける、こういう心配がされます。私は、そういう意味で先般の際には、例えれば、

○委員長（金大三朗君）佐藤君の御要望にござるが、しては理事会に御相談いたしまして、その趣旨に沿いまして処置いたします。

て、着用率向上による外傷事故の減少を早急に図る必要があることから、今申し上げたような要件が整った場合には施行いたしたい、こう思います。しかし、そのような場合でありましても、決して大都府県の着用率を無視するということでは

でいきたいと思います。また、その地域の溝
通の状況や周辺住民の生活環境等を勘案いた
して、取り締まりの重点は幹線的な道路に置
いわゆる生活道路的な道路におきましては指
中心に運用していきたいと考えております。

ハイクなどは五十キロも出るのか問題であって、大体五十キロ以内にきちんと装備を抑えればこういう心配はないわけでございますけれども、この辺の問題についてどういうことなのか。また、そのときにもお話ししましたが、女性のヘルメットの使用問題で、これが問題になつてゐるところです。

そこで、若干時間ございますから、この問題について一応この程度といたしまして、指紋押捺の問題で大臣に少しお聞きしておきたいと思うんです。大臣よろしいですか。

なくで、それらの都府県にありますても相当地
の実績が積み重ねられたということを確認いたし
ましてからスタートすることにいたしたい、こう
考えております。

○佐藤三吉君　他のタクシーの助手席同乗者の着用にかかる運転者の責務についてですが、これが極めてあいまいであります。運転者の相当な努力、これは相当という字を使うとそれこそ相当な努力しなきやならぬ、こう受け取るのはこれが自

○政府委員(鈴木貞誠君) 価格等につきましては、運転者に過度の負担をかけないよう、また、便乗値上げの行為が行われないよう、十分審議等に付けておきたいと思います。

実に私は六日のこの委員会が終った直後の八、九に北九州に現地調査に入りました。そこで現場の皆さんのお実態をお聞きしますと、委員会でも私が指摘したように、あなたの答弁ございましてけれども、やはりこれは若干違ひがある。どういふことを言ひたるは、まず去勢

○政府委員(鈴木貞敏君) 仰せのとおりでござい
てはそこまでいかなくとも、少なくともその趣旨
に基づいて相当数の実績、こういうふうに理解を
してよろしいわけですね。

然たと居うんですか先駆同僚委員の質問の中で太田交通局長は、それは一声だと、こういう答弁もあつたようでござりますけれども、そういう理解でいいんですか。

界等に対しすこしても指導してもらいたいと考えます。また、女性が抵抗なく着用できるようなヘルメットの開発につきましても業界にお願いしていると考へております。

省は、今度の通達の趣旨は事務を簡素化して、そして押捺者の心理的な影響、抵抗を和らげる、そこに目的があると、こういう趣旨が先般の際にありました。ところが、現地は事務量が三倍になつて、今まで一度も許可を出さないでいた。

○佐藤三吉君 そこで、道路もいろいろあると思
うんですが、国道や主要県道のような幹線道路も
あれば、路地や団地内の道路とか、俗に言う買い
物道路、通学道路、この一般道路において適用と

○政府委員(鈴木寅敏君) タクシー運転者の場合ういうことはないですか

そこで、法定制定は立法院の手を離れて警察厅の運用次第と、こういうことになります。国会の審議を踏まえ、十分に現場警察官への越旨の徹底を図ることが大事であります。が、着用率が目標に達したから一般道路にも行政処分点数を付加する」といふ立場では、これはよくつづけられない。

今ままで一直到がんたのものが一九月ごとに三ヵ月やらないきやならない、これではたまらないといふのが第一です。それから、超過負担が北九州の場合六五%ぐらいある、これも現地では大変だとか。しかも、七月以降は、あそこは一万一千六百六十石の米を貰ひながら、八千石を出しちゃう

いても、要は先ほど大臣をお咎めになつたように、啓蒙的というか、本人が自覚してというか、こういった点の要素が当然なきやならぬと思うんです。そういう意味で、点数付加については一定の節度が必要だ、そういう買い物道路、通学道路

声かけでいたたくなつてあると考へております
なお、一声かけたかどうかは立証上の問題であり
ますが、結局その事情を知り得る者は運転者と同
乗者しかないのでありますから、運転者の証言
を重視していくということは当然であります。

（了）
したる御座においては、これに私ねや、ほり国会でもひとつ報告いただいて議論すべきだと、こううんですが、いかがですか。

についてはですね、私はこう思ひんです。
同時に、営業用自動車や自家用車であつても、
営業に使用している場合は処分点数が死活にかかる
わる場合がある。これは科罰でないという言ひ方

声かけでいたたくなさることであるときれいであります。なお、一声かけたかどうかは立証上の問題であります。ですが、結局その事情を知り得る者は運転者と同乗者しかないのでありますから、運転者の証言を重視していくということは当然であります。

タクシー以外の場合は、これと基本的事情が異なりますので、この考え方がそのまま当てはまることはないと考えます。ただ、運転者が助手席に同乗者に再三座席ベルトの装着をお願いしても拒まず

○政府委員（鈴木真敏君） 現場に対しましても御趣旨の旨を十分に徹底してまいりたいと考えます。また、一定の段階での御要請であれば国会でも御報告し、御意見も伺いたいと考えます。

○佐藤三吉君 これは委員長にもひとつ要請しますが、風俗営業等に関する小委員会というのがあるんですが、いかがですか。

六十九名の諸君がいなしてゐる所と
も、そのうち五千四百がこの七、八、九、十に集
中する、こういうような事情で、二十日の日に県
の説明会があるのでそこでただしたいということと
は言つていましたが、現地は対応に苦慮してお
る、これが実感なんです。この点自治省はどう把
握して対応しておるのか、お聞ききしたいと思ひ
ます。

はこれに伴います法務省の運用通達の問題でいろいろ御意見も出ておりますし、また私どもの方でも窓口関係者の方から先ほどの委員の御意見になりましたような声が実は来てるわけであります。前々からその都度機会あるごとに法務省に対する御意見を十分に考慮をして適切な指導をしていただくようにお願いをしておるところであります。今後とも法務省に対しましては、できるだけ市町村の窓口でスムーズに仕事ができるようにお願いをしてまいる所存でございます。

「今お話しの警察の事件につきましては、私承知しておりませんけれども、登録証を持つていつたからそれでもう用は済むわけでありますから、そちらもその問題については調査する必要はない」と、さすがに事務当局でもう少し相談させましょうということを言つておりましたが、地方にこたがたがあることはお話をのとおりでありますし、このまま放任でいきないような事態でありますので、法務省当局と十分至急話し合うことが必要だと思っております。し、そうさせようと思つております。

○佐藤三吾君 確かに不攜帶罪というのは犯罪だと、こういうふうに警察が対応するのは、現行法としては当然でしょう。しかし私が言つたのは、本人がその地場の人で、そしてしかも通常の大工さんですよ。よく知つておる仲だ。しかも、奥さんが登録証を持ってきておるのに、そこまでしなきやならないか。これは、私はやっぱりまた時間を置いて追及したいと思いますが、警察は真剣に検討してもらいたいということをきょうは要請しておきます。

そこで、今度は現地の指紋押捺の状況を見る

でも必ず持ち歩かなければなりません。
これに違反すると警察に連れて行かれ、何時
間も調べられたり、罰金をとられたりするので
す。この罰金は、車のスピード違反や駐車違反
の時に払わざる罰金などとは違って、前科の
つく罰金です。
きようの朝の新聞には、登録証明書をもたな
かつたということだけで、警察に連れて行かれ
顔写真をとられたり、十本の指紋や足型までと
られたという記事が載っていました。
本当にこんな事があつてもいいのでしょう

○佐藤三吾君 そういうことではちょっと若干なまぬるいのじやないかと私は思うんです。現場では、やはり自治省はしっかりとしなきや困る、と、こう言つておる。例えば現在、自治体で十六区一市がこの新通達では対応できないということでも、従来どおりで対処するという方向を決めています。そして、現実にそれがまた起つております。こういう事態に対して、私はこれからずっと出てくると思うんです。こういうことに対して大臣としてどう対応するのか、この点は深刻にひと受けとめていただきたいと思うんです。

同時に、ちょうど私が行つた前の日に、やはり朝鮮人の方ですが、これは警察とも関連するんですが、自動車の装備の関係で交通警察にとめられたというんです。そして見たらば外国人、登録証は持つていなかつた。そのまま本人は若松署に連れてこられました。そこで家に電話を入れて、家にあ

いうのが私の、事件を知りませんが、一般的の考え方であります。ひとつその点は警察の方で調査をさせます。

それから超過負担の問題、これはやはりほかの省でもいろいろ超過負担がありますと、私どもその省と一緒に調査をいたしまして、実態に合うように努力をしておりますけれども、五十七年、五十八年で改正のときは実態調査もしたようですが、ひとつこの問題は、どのぐらい足らないかということはやはり町の行政が円滑にいくためにも必要でありますので、法務省並びに大蔵省とも相談いたしまして、超過負担が生じないよう方向に向かって進んでまいりたいと思っております。

○政府委員(太田謙郎君) 後の方の若松署の問題でございますが、今初めて伺いましたので、後で調査してみることになりますが、併せてござります。

と、これは大林局長、あなた知つておるかどうか
知りませんが、私は大臣もやつぱり現場を見るべ
きだと思うんです。ゆうべの町田市のテレビを見
ると、「一般の窓口でやっていました。北九州は違
うんです。福岡も違うんです。いわゆる別のところ
についたて置いて、隔離してそこでやる。そ
こへ日本人はだれ一人入れない仕組みになつてい
る。こういうやり方がやられますと、これは人権
じゅうりんと言われても仕方がない。そこら辺は
ひとつぜひ現場を見て、そして対応していただき
たいということだけ一つ私つけ加えておきます。
最後に、これは大臣の感想も聞きたいと思うん
ですが、私が行つたときに、十五歳の朝鮮人の高
校の少女ですが、私は要請文をいたしました。
ちよつとこれを読み上げます。
私はこの8月4日で十六才になります。
十六才となる日を前に、私はひまなきんぐ

私たちもこれからこんな目に会うのか、と思うと、とても恐い気がします。こんな事を考えると、毎日が憂うつで、家にいても、学校に行く時でも、授業中でも、気が晴れません。

一体、十六才になることが指紋をとられ、犯人あつかいされるほどの「罪」なのでしょうか。

私の祖父は今から四十六年前、朝鮮が日本の植民地だったころ、土地をうばわれ、家族を残しきることができず、家族を残し、たった一人で日本に渡ってきました。

日本に来た私たちの祖父や父たちの多くは、言葉もわからない異国の中、ありとあらゆるさしこみを受けながら、それでも生きて行くなかで働かなければなりませんでして。

るからといって奥さんが外国人登録証を持つてきた。ところが警察は、それにもかかわらず十指の指紋押捺をさせて、財産がどうだ、仕事はどうだ、兄弟はどうなのかというようなことを調べて、そして一たんは帰したけれども、また翌々日出頭せよと、こういうことでまた厳しく具体的に聞いた、こういう事態も起つておるわけです。これは、私はまさに警察の行き過ぎじゃないかと思う。この点はいかがですか。

○國務大臣(古屋亨君) 私は、実はけさほど法務大臣に話しまして、地方で少し混乱を起こさない

けれども、外登録の不撓帯罪、これはやはり一種の犯罪でございます。したがいまして、これにつきましては被疑事実の取り調べを被疑者として当然行う、これは警察の責務でございます。被疑者は、
として取り調べる際には、本人の財産の問題その他問題につきましても取り調べるというのが書作成の際の基本的な事項でございますので、恐らくそういう一連の手続が行われたのではないかと推測いたしますが、これは事実確認いたしておりますので、御参考までに申し上げておきます。

訴えたことがあります。北九州市内で今年十六才になる、まだ十六才になつた朝鮮人少女は二〇〇余人います。私たち朝鮮人少年少女にとつて、「十六才」はできることなら避けて通りたい、そんな年なのです。
なぜなら、十六才になると外国人登録法によつて、誕生日から三〇日の間に市役所で指紋をおさなければならないからです。そして指紋をおし、写真をはつた外国人登録証明書というものを、いつでも、どこに行く時

特に、筑豊や大牟田の炭鉱などに連れてこられた人たちは、とてもひどい扱いを受けました。
筑豊の豊州炭鉱という所には、今の私たちと同じ年くらいの少年が何人も連れてこられ、大人と同じように働かされ、病気になってしまっても休ませてもらえず、「お母さん会いたいよ、おなかが空いたよ」といながら死んでいきました。
私たちは当時、その炭鉱に連れてこられた人の間で歌いつづけられてきた、次のような歌を学校で習いました。

なぜなら、十六才になると外国人登録法によつて、誕生日から三十日の間に市役所で指紋をおさななければならないからです。そして指紋をおし、写真をはつた外国人登録証明書というものを、いつでも、どこに行く時

同じ会社の人に会わせたことがあります。それで、人と同じように働きされ、病気になつても休ませてもらはず、「お母さん会いたいよ、おなかが空いたよ」といながら死んでしまった。私たちは当時、その炭鉱に連れてこられた人の間で歌いつづけられてきた、次のような歌を学校で習いました。

ちよつとこれを読み上げます。
私はこの8月4日で十六才になります。
十六才になる日を前に、私はぜひみなさんに
訴えたいことがあります。

言葉もわからぬ異国の地で、ありとあらゆるさげすみを受けながら、それでも生きて行くために働かなければなりませんでした。

うりんと言われても仕方がない。そこら辺は
ひとつせひ現場を見て、そして対応していただき
たいということだけ一つ私つけ加えておきます。
最後に、これは大臣の感想も聞きたいと思うん
ですが、私が行つたときには、十五歳の朝鮮人の高

人あつかいされるほどの「罪」なのでしょうか。

私の祖父は今から四十六年前、朝鮮が日本の植民地だったころ、土地をうばわれ、家族を奪うことことができず、家族を残し、たった一人で日本に渡ってきました。

そこで、今度は現地の指紋押捺の状況を見るべと、これは大林局長、あなた知つておるかどうか知りませんが、私は大臣もやつぱり現場を見るべきだと思うんです。ゆうべの町田市のテレビを見ると、一般的の窓口でやつていました。北九州は違うんです。福岡も違うんです。いわゆる別のところをつけて置いて、居候してそこでやる。そ

本当にこんな事があってもいいのでしょうか
か。
私たちもこれからこんな目に会うのか、と思
うと、とても恐い気がします。
こんな事を考えると、毎日が憂うつで、家に
いても、学校に行く時でも、授業中でも、気が
青みません。

〇佐藤三吾君 確かに不撫帶罪というのは犯罪だ
と、こうじうふうに警察が対応するのは、現行法
としては当然でしょう。しかし私が言つたのは、
本人がその地場の人で、そしてしかも通常の大工
さんですよ。よく知つておる仲だ。しかも、奥さ
んが登録証を持つてきておるのに、そこまでしな
きやならないか。これは、私はやっぱりまた時間
を置いて追及したいと思いますが、警察は真剣に
検討してもらいたいということをきょうは要請し

でも必ず持ち歩かなければなりません。これに違反すると警察に連れて行かれ、何時も調べられたり、罰金をとられたりするのです。この罰金は、車のスピード違反や駐車違反の時に払われる罰金などとは違って、前科のつく罰金です。

きょうの朝の新聞には、登録証明書をもたないかつたということだけで、警察に連れて行かれ、顔写真をとられたり、十本の指紋や足型までとつくなっています。

「おなかがすいたのに、それを“うと”殴られる。監督がこわいから、「お母さん」と、大きな声で呼べば、そつと呼んでみた。十五才の少年は体が病氣で、ある日体もうと思つたら殴られた。坑内に入れられ天井がくずれてその晩死んだ。少年の手足をもみながら涙を流し名前を呼んだ。監督は少年の死体を放つたらかしてスミを出せ。と言つた。死んだ人は多いのに葬式は一度も見た事がない。」

この歌を思い出すと、とてもつらくなっています。もうその時から四〇年以上にもなります。私の家族だけでも祖父から数えて三世代、五十年近くも、日本に住んでいます。でも朝鮮人に対する差別は今も続いています。岸鉛で死んだ少年の遺体は、四〇年以上もの間放つたらかです。

少し前、大阪の警察の人は、テレビで、指紋がいやなら自分の国に帰れ、と言いました。本当にばらが立ちました。こんな考え方や差別が、いつまで続くのでしょうか。人はたとえどこに住もうと、平和で、平等で、幸せでなければなりません。民族や国籍を理由に、平和で、平等で、幸せに生きたい人間を差別することは絶対に間違っています。

指紋をとられる人と、とられない人がいたり、登録証明書といったものをいつももたされ、もたないと削せられる人がいて、そういう人がいたりするのも間違っていると思います。私たちには差別というものを憎みます。人間が人間を差別する、こんな事を絶対に許してはならないと思います。

私たちが大人になつたら、差別のない社会、差別を許さない社会を造りたいと思います。これからも日本の友だちと仲良くなり、朝鮮が一つとなつて、日本と一日も早く仲良くなるようにして行きたいと思います。

そのためにも私たちの心をひき裂くような、仲を裂くようなことをやめてほしいと思います。私たちは犯罪者ではありません。

指紋をとることをやめて下さい。

外国人登録証明書をいつも持たされる苦痛を、なくして下さい。

法律をかえて下さい。

十六才を迎える朝鮮人少年少女の心からの願いは、登録法の全面的な改正なのです。

この願いが、ぜひかなえられるよう、私はみなさんに訴えます。

一九八五年六月七日 金田淑

こういう訴えを私はいたしました。

大臣の御感想をお聞きしておきたいと思いま

す。

○國務大臣(古屋亨君) 今、差別の問題につきましては、特に一般的に労働者としてそういう差別があつたということは、私これは指紋の問題を離れましても大変おかしい問題であり、また先生がそういうのをお読みになつた気持ちも十分わかりますので、そういう点は速記録を見まして、労働省とも十分連絡し、そういうような扱いのないようにやはりしなきやならぬと思っております。

ただ、お話しの、十六歳になつたというのは法律でございまして、二年前に法律を改正していただきましたので、やはり法治国家として法律を守つていかなきやならぬというような見地からも、——まあ殊さら犯罪者をつくるということは

間違っておりますが、ただ法治国家としての扱いは必要でありますので、そういう問題がありま

すたとこのことを法務省に十分私から連絡をいたしておきたいと思います。

いすれにしましても、速記録によりまして、労働大臣あるいは法務大臣には、御趣旨はわかれを許します。上野君。

○上野雄文君 私は、ただいま可決されました法律に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提

出いたします。

案文を朗読いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案)

ことだけじゃなくて、私は立法府の責任でもあります。したがつて、ぜひひとつ委員長にお取り扱いをお願いしたいと思いますのは、七月から大量に出てくると、このような事態が次々に起つてくると思いますし、そういう予測はもう既に起つております。こういうことで、できれば今国会中に地行と法務と外務と内閣と連合審査を要求して、集中的な議論ができる場をつくってほしい、こう思いますので、ぜひひとつ理事会で検討して必要な手続をお願いしておきたいと、かように思います。よろしいですか。

一、座席ベルトの効果と正しい着用方法の広報活動及び締め易い座席ベルトへの改善指導を行ふ等着用率向上のための施策の推進に努めるとともに、助手席同乗者の着用義務に對する運転者の責務については弹性的運用を図ること。

二、一般道路における座席ベルトの非着用に対する行政処分点数の付加については、一般道路における着用率が全国的におおむね過半数に達した段階で実施に移すよう配慮すること。

なお、ベルト着用率の推進状況を適宜当委員会に報告すること。

三、座席ベルト着用義務化に伴う除外対象については、運転者の利便と安全を考慮し、業務及び日常生活に支障を来さぬよう、その範囲

及び取締り対象道路について弹性的な運用を行ふよう留意すること。

四、今回の法改正による取締り規定の運用、

に、空ぶかしによる騒音禁止及び初心の自動

二輪運転者の二人乗り禁止規定の運用に當た

つては、公平性を保ち、いやしくも取締りのための取締りに偏ることのないよう、現場

警察官への教育、指導に周到な配慮をすること。

五、違法駐車車両の移動、保管後の処置につい

ては、国民の財産権の侵害にならないよう、

所有権者等の調査の徹底及び車両価額の評

価、売却等の手続きに当たつて慎重なうえに

も慎重を期すること。

六、交通事故とりわけ営業用貨物自動車、営業

用乗用自動車の事故抑止のため、過積載、過

労運転等に対する施策を強力に推進するこ

と。

七、自動車交通の伸張にかんがみ、道路交通の安全と円滑を図り、快適な交通環境を確保するため、引き続き交通安全施設等整備事業を

八、手数料の決定に際しては、実質を勘案しながら合理的な手数料額とともに、安易な引き上げは行わないよう配慮すること。

何とぞ御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

支 古屋國家公安局長

○國務大臣(古屋亨君) 政府は、ただいまの附帯規定の趣旨を尊重いたしまして、万全の措置を講じてまいりたいと存じます。

○委員長(金丸三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と叫ぶ者あり。

○委員長(金丸三郎君) 御異議ない認め、さう決定いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(金丸三郎君) 地方行政委員会を再開し

だ
し
ま
す

住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府から趣旨説明を聴取いたしました。

○國務大臣(古屋亨君)　ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案の提案について、御質問がございました。

理由とその要旨を御説明申し上げます。

住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とともに、住民の住所に關する届け出等の簡素化を図るため、昭和四

十二年に創設されたものであり、市町村長は住民基本台帳を備え、住民からの届け出等に基づき、

住所、氏名、生年月日、性別、本籍、続柄等個々の住民に関する事項を記録することとされ、これらの事項は原則として何人に対しても公開されて

いるところであります。

意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、国民のプライバシー保護に対する関心が高まりつつあり、現行の住民基本台帳制度につ

いてもさまざまな問題点が指摘され、閲覧等の制度の見直しを含め、住民に関する記録の適正な管

理を求める声が強くなってきております。このため、こうした情勢に対処し、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適

正な管理を図ることを目的として、住民基本台帳法について所要の改正を行おうとするものであり

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定の改正についてであります。これは、住民に関する記録の適正な管理を図ること

とが住民基本台帳制度の目的の一つであることを明確にしようとするものであります。

ての市町村長等の責務の明確化についてであります

第二部 地方行政委員会會議録第十九号 昭和六十年

ましては家族構成名簿を出版するとか、さらには高知におきましても家族名簿を出版すると、こういう事件が相次いだわけです。その都度、適宜処理はされたわけありますけれども、そのほかいろいろ市町村の窓口におきましても、みだりに出生地を調べて差別の問題にするとか、あるいは統納等を調べて、その統柄で本人にとっては外に出したことないということをみだりに世間に公表するとかいうことが具体的にも各地で重なってきたわけありますまして、この際、住民基本台帳の記載事項の中でも特定のケースにおきましては、やはり公開について一定の制約を課す必要があるだろう、こういう趣旨で今回の改正をお願いをいたしております。

○三治重信君 今的一般的な説明で、そうすると住民台帳を結局もうけ仕事に、一つの市役所へ一々行つて見なくとも、住民基本台帳を印刷物にして住民の住居一覧表というようなものを市販すれば、それを買ってくれば市民の全体がだれでも全部わかる、それを商売の道具にしよう、こういうことでそういうものがよく売れるようになつた。それが結局プライバシーの侵害にもなる、こいつうことなんですが、そこはどうも結局、住民台帳を印刷物にして営利の対象にするのがいかぬといふのか、その中身が一般に公開されることによって、それがどう利用されるかわからぬ、公開とはいうけれども、各人のことはそうあからさまにならぬ方がいいというふうな考え方なんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 住民台帳が公開されおります限りは、住民のいろんな経済行為にも使われておるのはまた事実でありますけれども、一番の問題にすべきものは、やはり特定の住民の方々にとつては外に公表されたくないと思うもので、そういう名簿を世間に公表することによって、公表の結果、場合によりましては特定の方々にとつては大変なプライバシーの侵害になる、そういうことがやはり制度上は反省をする必要があろうというふうな考え方に基づくものであ

ります。

○三治重信君 その点が結局よくまだどうも納得できぬのです。しかし、住民基本台帳というのではそれが行つても自由に閲覧できるようになつていいわけでしょう。だから、知らうと思えば特定な人についての住民台帳の記載事項はだれでも自由に閲覧ができる。それの制限は全然今回はしないわけですね。

○政府委員(大林勝臣君)

この住民台帳の今回の改正とプライバシーの関係、いろいろ私ども考

えたわけでありますけれども、プライバシーと申しますものには、個人のそれぞれの情報、これは

いろんな種類がござります。思想、信条でありますとか支持政党でありますとか、財産、病歴、い

ろんな情報がそれぞれの個人にあるわけでありますけれども、そういう個人情報を、つまり個人情報の中でもたくさんあるには違ひないのでありますけれども、現在の住民台帳に記載されてお

りますけれども、現行の住民台帳に記載されてしまう事項、例えば氏名、年齢あるいは世帯の構成でありますとか戸籍でありますとか、そういうものについては、全国民にとってこれがプライ

バシーの侵害になるというようなものであるとは考えられないわけであります。ただ、そういう

た事項につきまして、個々人の問題として考

えました場合に、特定の個々人にとしましては、

改正是するのに、閲覧では何らチェックす

るというようなことは一つも出でないので、それ

で僕の方は、むしろ写しをとるのにそういう使

目的なんかのチェックを要求されるよう今まで

だけれども、閲覧については別にそうチェックす

るというようなことは一つも出でないので、それ

が商売の道具に、余り住民の一覧表といつて商

売にされるのもどうかと、電話帳みたいに利用さ

れるのもどうかと思うわけなんで、そしたらそ

うな制限をする、その中で殊に個人のプライバシーの

問題だと、こういうことになると結局、戸籍制度

のはかに住民基本台帳をつくった意味がなくなつ

てくる。もちろん僕も、基本台帳なりそういうも

のを窓口でチェックすることによって適正な運

用を図りたいという考え方でございます。

○三治重信君

この住民台帳の今回の

改正とプライバシーの関係、いろいろ私ども考

えたわけでありますけれども、プライバシーと申

しますものには、個人のそれぞれの情報、これは

いろんな種類がござります。思想、信条でありますとか支持政党でありますとか、財産、病歴、い

ろんな情報がそれぞれの個人にあるわけでありますけれども、そういう個人情報を、つまり個人

情報の中でもたくさんあるには違ひないのでありますけれども、現行の住民台帳に記載されてしまつた事項、例えば氏名、年齢あるいは世帯の構成でありますとか戸籍でありますとか、そういうものについては、全国民にとってこれがプライ

バシーの侵害になるというようなものであるとは考えられないわけであります。ただ、そういう

た事項につきまして、個々人の問題として考

えました場合に、特定の個々人にとしましては、

改正是するのに、閲覧では何らチェックす

るというようなことは一つも出でないので、それ

が商売の道具に、余り住民の一覧表といつて商

売にされるのもどうかと、電話帳みたいに利用さ

れるのもどうかと思うわけなんで、そしたらそ

うな制限をする、その中で殊に個人のプライバシーの

問題だと、こういうことになると結局、戸籍制度

のはかに住民基本台帳をつくった意味がなくなつ

てくる。もちろん僕も、基本台帳なりそういうも

のを窓口でチェックすることによって適正な運

用を図りたいという考え方でございます。

○政府委員(大林勝臣君)

閲覧あるいは写しを要求する場合にそ

れぞれに規定を設け

ておりますので、御質問の閲覧につきましては、今

回の第十一条の改正で「応公開の原則は書いては

おりませんけれども、第二項で、閲覧の「請求は、

請求事由その他自治省令で定める事項を明らかに

してしなければならない」つまり具体的な請求

の理由と、今後省令で考えておりますのは、閲覧

者の氏名でありますとかあるいは住所であります

とか、さらには閲覧の対象の範囲、こういったも

のを明らかにして請求をするような措置を考えて

おります。そういう意味におきまして、閲覧の場

合と写しの交付請求の場合に、手続的に整合性

を保つように考えておる次第であります。

たしか戸籍制度ができました時点では、住民の

把握というのは戸籍の方で一緒にやつておつた。

むしろ戸籍イコール住民である、これから制度と

して出発したように私ども聞いております。そ

後の過程におきまして、寄留制度でありますと

か、さらには住民登録あるいは今日の住民台帳に

発展をする。つまり、住民の住所移動というもの

が極めて頻繁に多角的になつてくる。

ついで同じように制限をする、こういうことで

わかれました。

そこで、やはり戸籍制度というのは、本来、人が生まれて死ぬまでの身分関係を記録し、これを公証するものでございますし、これに対しまして住民台帳は現実の市町村におきまして住民の居住関係、これを公証する。その住民の居住関係を基礎にして、選挙人名簿でございますとか、いろんな各種年金あるいは国民保険、こういった仕事の基礎にするというような発展の仕方をしておるわけでありまして、身分関係と住所関係というふうな格好で分離をしてきたわけであります。

しかも、戸籍は市町村の区域内に本籍を有する夫婦でありますとか、これと氏を同じくする戸ごとに編製するということになっておりますのに對しまして、住民台帳は市町村の区域内に住所を有する個人を単位にしまして、それを世帯ごとに編製する。したがいまして、例えば住民票の世帯を見ましても、親族以外の縁故者でありますとかあるいは同居人など、生活を同じくするような方も現実の住居状況ということで載つて来いるわけでありまして、やはり戸籍との取り扱いの違いから、一本化は難しいという感じを持っております。

○三治重信君 それでは、意見だけ言つておきま
すけれども、だから住民台帳にもつとプライバシーが出てきたのだから、本籍なんという問題の事項を書くのをやめて、本当の現状の世帯の状況を把握するというふうなものだけにして、それはもう親戚を一緒に世帯にすれば、それは親戚でいいわけなんです。そうすると、戸籍は本当の結構だから身分関係を出すようにして、住民台帳はだとか一般的にプライバシーを最小限度に制限するようなことだけの記載にしてしまうと、今度は経済関係のいわゆるマル優の制度をやるにしてもそれから世論調査をやるにしても、何にしても社会的な調査に必要な資料として使われるというふうに僕はした方がいいと思うんだ。二つやるなら身分関係のようないものを住民台帳からみんな除いてしまいか、あるいはそれが両方とも必要なら一緒にしちゃった方が事務が楽になつていいし、そこを

もう少し再検討してもらうことを要望しまして私

○上野雄文君　それでは、最初に住民基本台帳の方から御質問を申し上げたいと思うんです。

「住民に関する記録の適正な保護・管理の在り方について」ということの一年に出されました。報告書を読ませていただいたわけあります。これは住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会という名前がついておりますから、そちらに力点が置かれたという報告書というふうになつてその方向については変わってないんですね。そのところがこの研究委員会の報告と大分違つてゐるのではないかと、こういう印象を持つのですけれども、そのところの見解をお聞かせをいただきたいと思うんです。

○政府委員(大林勝臣君) 昨年の夏以来、学識経験者にいろいろ研究をしていただいたわけでありまして、御指摘の報告書のような結論をいたしましたわけあります。

この研究会の途上におきまして、まさに今上野委員がおっしゃいましたような今後の論議、要するに原則公開ということで考えていくのか、あるいは原則非公開ということで考えていくのかというものが、もう既に最初の段階から大変な議論になりました。これにはやはりそれぞれの委員の間で、相当の意見の食い違いがありましたので、一応、原則非公開、原則公開という原則を立てないまま、どういう制度の立て方にするか考えていく必要があります。この議論をしていただいたわけであります。

その議論の過程において、プライバシーの意識の向上の現状から言いまして、住民台帳の登録事項の中でもプライバシーの侵害になり得る項目がどうしてもあるから、こういった問題を踏まえて閲覧の制限というものはやはり考えていかざるを得ないだらう。そこで、その閲覧の制限の仕

方でありますけれども、方法としては二つある。一つは、閲覧対象者を制限する、つまり閲覧ができる人をもう制限してしまう方法、それからもう一つは、閲覧の目的、これの当否を判断してその目的から制限していく方法と、二つ考えられるわけであります。

そこで、この研究会の方ではいろいろ議論がなったのでありますけれども、まず閲覧の請求者の限定と、それから請求目的の当否の判定、この両方の面から制度を組み立てる方がいいのではないか、こういう結論になつて報告をいただいたわけであります。が、結果的に、しかばねをうつた立て方が原則公開と考へるのか、原則非公開と考へるのかという話が最後の段階になりまして再び出てまいりました。結局は、そういうふたたび議論になりますと、はてこういった研究結果をまとめたけれども、全般的にこれを原則公開と考へるべきか、原則非公開と考へるべきか、なかなか研究会自身においても判断できない。そこで、一応こういった制度の立て方の改正について提言はするけれども、その制度化、立法化については一応政府にお任せしよう、こういうことに結果的になつたわけであります。

〔委員長退席、理事岩上二郎君着席〕

そこで、私ども立法作業をいたしたわけであります、一番難しいのは、もう御案内のように、請求者をどう限定するかということであります。この研究会の報告書にもございますように、公務員でありますとか弁護士でありますとか、あるいはいろんな行政書士、ほかのそういう公的な部門で職務上働いておられる方々、こういう者はは応いだらう、これは研究会の報告にもございます。そのほか、しかばねそれに続くものとして、世論調査でありますとか世間のためにやられておる仕事、こういったものもいいだらう。しからば、あと経済的行为はどうかなという、そこら辺が非常にボーダーラインになつてくるわけであります。

そこで、報告書におきましてもなかなかかはつま

いかない文言が出ておるわけでありまして、なかなか立法技術的にそれをしかと限定して書くことが非常に困難だ。法制局でいろいろ議論しましたわけがありますが、やむを得ず今日の段階ではプライバシー概念がまだ未熟である段階を踏まえまして、当面は請求目的の当否の判定から制度改正を考えていこう、こういう結論になつたわけです。ありますて、今後実際の運用を通じまして、さらにお改定をすべきかどうか検討をしてまいりたいと考えております次第でござります。

○上野雄文君 それから、今度は電算機を使って磁気ファイルでやってよろしいということになるわけでありますが、それは人間の目で見て確かめられるというわけにはいかないわけなんです。ここのこところをどういう議論をされたのか。そこに専門的な知識なり技術なり持っている人でないと出すことができないということになるわけですから、その辺の不安の問題についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 確かに電算機に入つてしまいますが目では見えない。そこで、電算機から出しまして、それを文字にしないと結局わからぬわけであります。そういう意味で、御指摘のような不安というものが出でてまいるわけであります。ただ、現在の大変な高度化した情報化社会において現実に既にこういった台帳類が電算化されまして、これが現実にもう利用されておるし、実際に行政の簡素合理化、迅速化、住民の利便というものを考えました場合には、こういった状況は避けられないというのが現実であります。そこで、そういう現実を踏まながら先ほどの不安という問題に対処いたしましたには、結局こういった電算関係の部門におきましても相当程度の電算化されておる資料の管理、保護には留意いたしておりますが、今回の改定を御承

もござりますけれども、実施が昭和三十年に延びた、こういいうべきことがございます。

それで、市町村の窓口における指紋の照合につきましては、あえて言葉を二つ使わせていただきますが、指紋の鑑識と申しますのは大変難しい仕事のようでござります。これにつきましては、今申し上げましたように、職員の間でも特別の訓練を受けなければ鑑識はできないというふうに私はも思っております。ところが、指紋の照合と申しますか、二つの指紋、特に外国人登録の場合には、前回ある人が押した指紋と今回押した指紋が同じであるかどうか、しかもそれが左人さし指と限定された指紋を肉眼で照合するということはさほど難しい仕事ではないというふうに私ども思っております。

ただ、市町村の窓口の職員につきましては必ずと長く外国人登録の窓口に座っているわけではなくて、職場内で配置転換ということが行われまして、その窓口に座る職員の中には、ついことの四月に配置がえになつたという人もおるわけでござります。そういう人たちにわざと指紋を照合しないといいましても、これはなかなか訓練といいますか、多少の指導を受けなければ見分けもつかないであろうというようなことがござります。

○上野雄文君 それから始まつておるわけでござりますが、中央研修と申しまして、法務省で行われております。

○説明員(黒木忠正君) 研修の中でもそういった指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判がありましたね。その中で市町村の職員が、全部証言に立った職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつて、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

これはそれならそのように、例えば最近の市町村の窓口の印鑑証明、ほとんど間接証明方式に変わつてきましたが、これはやっぱり職員に先行きいろいろな負担をかけない、できるだけ正確さを保つということでカードを出して、偽造だ何だで後で担当者が民事訴訟の引き合いに引っ張り出されようなどとやらないようにしているわけ

○上野雄文君 であります。そういうことで、委任事務でおまえたちを指揮監督できるのだから、このことは強引にとにかくにもやりなさいと言ふことだけの考え方では少し足りないんじゃないですか。やっぱりそれをやらせるのであれば、やってもらうような手だてと、いうものを考えていくというのが普通なんじゃないかなと私も思っています。私だって県の職員をしておつて、特に私がいたのは地方課ですから、市町村の職員とも年じゅうつき合うわけです。高圧的な態度で物事なんか頼んだって、それは仕事はうまくいきませんよ。国家公務員と地方公務員とは上

下の関係にあるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 上下の関係はございません。

○上野雄文君 後からそのことについても申し上

げようと思ったんですが、先ほど課長が言われた

ように、習熟している人が必ずしもやつておるわけじゃないんですね。市町村の職員の任命権は皆さ

んのところはないわけですよ。市町村長が持つ

ざいまして、照合と鑑識というのを分けてお答えになられたわけですが、この「外国人登録法と実務」というものからいくと、照合の問題を含めてこれは述べているのと違うのですか。全く鑑識のことについてだけ触れておるわけですか。

○説明員(黒木忠正君) この表現から申しますと、専門的な鑑識について述べていると思いま

す。したがいまして、肉眼による指紋の照合とい

うことについては必ずしも専門的なそういう知識

というものが必要であるというふうに私ども思つ

ていないわけでござります。

○上野雄文君 そうすると、指紋の照合はほらの

道具もなくて、ただ普通の目で見て、それだけで

いい、こういうふうにお考えになつておるわけ

ですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

これはそれならそのように、例えは最近の市町

村の窓口の印鑑証明、ほとんど間接証明方式に変

わつてきましたが、これはやっぱり職員に先行き

いろんな負担をかけない、できるだけ正確さを保

つということでカードを出して、偽造だ何だで後

で担当者が民事訴訟の引き合いに引っ張り出され

るようなことをやらないようにしておるわけ

です。そういうことから考えると、ただ法律で決ま

つていることで、委任事務でおまえたちを指揮監

督できるのだから、このことは強引にとにかく

にもやりなさいと言ふことだけの考え方では少し足

らないんじゃないですか。やっぱりそれをやらせ

るのであれば、やってもらうような手だてと、いう

ものを考えていくというのが普通なんじゃないか

なと私も思っています。私だって県の職員をしてお

つて、特に私がいたのは地方課ですから、市町村

の職員とも年じゅうつき合うわけです。高圧的な

態度で物事なんか頼んだって、それは仕事はうま

くいきませんよ。国家公務員と地方公務員とは上

下の関係にあるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 委任事務についての理解というの

はどうなのでしょうね。末端まで国の意思をと

ることまで押し通すことができる仕事だと、そ

ういうふうにお考えなんでしょうか。自治省では一

般的に委任事務というものについての見解とい

うものをひとつ局長、私いろいろ議論をする場合

に勉強しないといけませんので、改めて教えてい

ただけませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 一つの事務を執行いた

します場合には、例えば国でありますと、国の指

揮監督するところと出先の現場で働くところと

いうのはどういんですかね。通常仕事を委任

事務でお願いをしている立場からすれば、頼まれ

る方がなかなかそこまでやれないんですよ、こ

れが言つておられるのを、またさらにやれやれと言つた

う言つておられるのを、まだわゆるもう

度というのはどうも理解できないのが私なんかの

立場なんです。

これはそれならそのように、例えは最近の市町

村の窓口の印鑑証明、ほとんど間接証明方式に変

わつてきましたが、これはやっぱり職員に先行き

いろんな負担をかけない、できるだけ正確さを保

つということでカードを出して、偽造だ何だで後

で担当者が民事訴訟の引き合いに引っ張り出され

るようなことをやらないようにしておるわけ

です。そういうことから考えると、ただ法律で決ま

つていることで、委任事務でおまえたちを指揮監

督できるのだから、このことは強引にとにかく

にもやりなさいと言ふことだけの考え方では少し足

らないんじゃないですか。やっぱりそれをやらせ

るのであれば、やってもらうような手だてと、いう

ものを考えていくというのが普通なんじゃないか

なと私も思っています。私だって県の職員をしてお

つて、特に私がいたのは地方課ですから、市町村

の職員とも年じゅうつき合うわけです。高圧的な

態度で物事なんか頼んだって、それは仕事はうま

くいきませんよ。国家公務員と地方公務員とは上

下の関係にあるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 委任事務についての理解とい

うの

はどうなのでしょうね。末端まで国の意思をと

ることまで押し通すことができる仕事だと、そ

ういうふうにお考えなんでしょうか。自治省では一

般的に委任事務というものについての見解とい

うものをひとつ局長、私いろいろ議論をする場合

に勉強しないといけませんので、改めて教えてい

ただけませんか。

○説明員(黒木忠正君) 上下の関係はございませ

ん。

○上野雄文君 後からそのことについても申し上

げようと思ったんですが、先ほど課長が言われた

ように、習熟している人が必ずしもやつておるわけ

じゃないんですね。市町村の職員の任命権は皆さ

んのところはないわけですよ。市町村長が持つ

いる人事権で内部の配置を決めておるわけ

です。しかも最近では、こういういろんなもめごと

の起ころうようなところはあんまり長くいたくない

よと、こういう気分もないわけじゃありませんか

ら、できるだけ交流をしてやるという配慮が働く

のはそれぞの市町村では当たり前のことなんだ

らうと思うんです。実際にそれはガイダンスで少

し訓練はするかもしらぬけれども、そのことをや

れないと言つておられる連中に強引にやれと言う態度

というのはどういんですかね。通常仕事を委任

事務でお願いをしている立場からすれば、頼まれ

る方がなかなかそこまでやれないんですよ、こ

れが言つておられるのを、またさらにやれやれと言つた

う言つておられるのを、まだわゆるもう

度というのはどうも理解できないのが私なんかの

立場なんです。

○説明員(黒木忠正君) この表現から申します

と、専門的な鑑識について述べていると思いま

す。したがいまして、肉眼による指紋の照合とい

うことについては必ずしも専門的なそういう知識

というものが必要であるというふうに私ども思つ

てないわけでござります。

○上野雄文君 そうすると、指紋の照合はほらの

道具もなくて、ただ普通の目で見て、それだけで

いい、こういうふうにお考えになつておるわけ

ですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

りましたね。その中で市町村の職員が、全部証言

に立つた職員の方々は実際照合してないのですと、同一人物の確認というのはみんな写真でやつ

て、私どもとしましては原単位、それから実は

立場なんですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます

指紋の照合は今お話しのよくなめ眼による照合で

結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知

識、技術を私ども要求いたしております。

○上野雄文君 わかりました。

今まで指紋押捺拒否をめぐって幾つか裁判があ

できなければできるようにしむけるためには何らかの手だてというものを考えるというのが普通のやり方なんだろうと思うんです。仮に指紋の押捺の是非の問題は別にしても、何としてもどうやらづらい仕事であると言えば、やれるような仕組みを考えるというのが普通なんじゃないのかと私は思っていますけれども、こういう点については、自治省なんか通常の仕事の場合はどうですか。通達でほんと出しておけば、それでおまえらはもう何でもかんでもやるんだよということだけで通達をお出しになるような考え方を持ちなんですか、やはり自治省も自治省の立場に立った場合に。

○政府委員(大林勝臣君) 一般論として申し上げまして、いろいろ都道府県あるいは市町村の方に仕事をお願いすることが多いわけです。そういう場合に、都道府県あるいは市町村の方に仕事をしてもらいます場合には、私どもの役所の場合は地方六団体というような地方の団体の声を常に把握し調整をしている機関もございまして、いろいろな仕事の通達を考えておるのが現状でございます。

○上野雄文君 というようなことなんだけれども、どうですか、法務省の今回のやり方についてはそれなりの反省なり何なりといふのはお持ちではありませんか。

○説明員(黒木忠正君) 指紋の照合につきましては、私どもかねてから照合を励行するようにといふ指導は市町村に対して行っておるわけでございますが、このたびの通達は、先ほど申し上げた見てないという証言等が出ていることを踏まえて、改めて重ねて通達した、こういう次第でござります。

私どもいたしましても、市町村における指紋の照合をただ命令一つでやりなさいと言ふだけで済む問題とは思っておりません。私どもいたしましては、そもそもこの事務が市町村に機関委任事務されておりますその理由といふものが、一つは外国人の利便といふものを考えて、その居住地

の市町村において登録をしてもらうということが外國人のために大変便利であるということから機関委任事務されておりますような背景もござりますので、これらの事務に当たりましては、外国人の利便ということが一つ、それからもう一つは、事務を実際やつていただきます市町村においてなるべく負担のかからない方法といったようなことは、これは常に考えておるわけでございまして、このたび私どもの方で指紋の押捺方法を改めましたのは、一つはやはり外国人の負担を軽くするということと同時に指紋を押捺させる方の自治体の職員の負担を多少でも軽減できるならばといったようなことももちろん配慮の中には入っているわけでございます。

○上野雄文君 余り変わつていませんよ。やはり通達で市町村の職員を法務省は手足のごとく使われる、こういう感覚で、法律で決めれば自治体の窓口は全部それに従つて何でもやれる、こういうふうにお考へになつてゐることは間違ひない。私はこういふふうにお考へになつて、照合ということがやれなうに思ふうに思はざるを得ないんですが、どうもまた後でその裏打ちを申し上げなければなりませんが、その辺の感覚が、指紋をとること 자체がただこれに変わつても、照合ということがやれなうに思ふうに思はざるを得ないんで、どうもまた後でその裏打ちを申し上げなければなりませんが、その手では一体どうやつたらいいのかといふことをとことんまで考えるという方が普通のやり方ではないか。自治体が印鑑証明のやり方についてこういふうに制度も変えてくるという自分側での努力をしているといふ姿をあなた方は的確にとらえていないといふうに私は言つても差し支えない、こう思ふんです。

○上野雄文君 後段の話は当たり前のいんじてあります。あつて、言わざもがなのことなんだろうと思うのですが、申しあげないと思ふのが大部分だろうと思うんです。そういう立場からいろいろ見解をお聞きしたいのでありますけれども、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民」、こ

れは国籍の別なくそこに住所を持つている人たちは全部住民なんだ、こういうふうに考えてよろしくうございます。自治省のひとつ見解をお聞きしたい、こう思ふんです。

○政府委員(大林勝臣君) 地方自治法で住民の権利義務、各所にそれぞれ出てくるわけであります。この場合の住民の中には、国籍のいきかんを問わずそこに居住しておる者を住民とするというのが從来からの貫した解釈でございます。

○上野雄文君 そうすると、国籍のいんじを問はず、当該自治体の長は、そこに住んでいる住民、この人たちの包括的な意味での生活を守るというか、法律で定められているいろんな仕事についてのことを平等に扱つてやる、そういう立場に立つては当然だろう、私はこう思ふんです。それも間違ひないです。

○説明員(黒木忠正君) 登録済証明書の使われ方と申しますのは、大変に外国人の生活が多岐にわたりますので、官庁に提出する場合、民間の信用機関、取引先、それから場合によつては結婚するような場合と、大変広い範囲で使われていると理解しております。

○上野雄文君 これはもうほとんど日常生活に欠かすことができないほど多く使われてゐるわけですが、この扱いの問題をめぐつて今度はかなり制限を加えることになつてきたわけですから、このことについて市町村長が、ここからは固有事務であるから何も法務省の言ふとおりに処理をしないでもいいのではないかという判断を持つところがたくさんふえてきましたね。この新聞記事で報道もしませんし、それから証明書の発給は継続してやる、これは六月七日の毎日新聞夕刊ですが、町田市長は、法務省通達は誤りである、こう言つて告発もしませんし、それから証明書の発給は継続してやる、こういう立場を明確にしておるわけです。この点についての一つの議論がまだ整理されていないのでないのか、こういふうに思ふんではけれども、この点について五月十七日の小林入管局長のこの答弁を取り上げてみますと、

成してしまつたという場合に、これは明確に通達に反するわけでござりますけれども、その場合にこれを担保する法的な根拠があるかという点は、これはなお詰める必要があると思ひます。これは地方自治法百四十六条に基づく職務執行

命令の対象とすることができますかどうかということに尽きると思います。その点につきましてはさらに詰める必要があると思いますから、私は軽々にお答えを申し上げませんけれども、しかしその条項に最終的にはからしめる可能性が全くないとは私は存じません。

こういう答弁をされているんです。これは御存じですね。

そこで、「さらに詰める必要がある」ということを言われているのであります。今詰めてみた

議論はされておられるんですか。

○説明員(黒木忠正君) この登録済証明書の発行

するその事務そのものにつきましては、これは市

町村固有の事務であろうというふうに考えておりまして、その意味では機関委任事務ではないとい

うふうな理解でございます。ただし、この登録済

証明書と申しますのは本来國の管理いたします登

録原票、これに基づいて交付されるということに

なりまして、私どもとしましては市町村長にそ

の登録原票の管理を委任している、こうしたこと

でございますので、登録済証明書交付自体は固有

事務であります。それを利用する立場から申

しますと、これは本来その管理を市町村長に委任

しているわけでございますので、その辺のところ

になりますと五月の十七日の法務委員会における

入管局長答弁のように若干詰める点がございまし

て、私ども現在その詰めの作業をやっております。しかしながら、ただいま現在これを詰め切つ

たという状況にはございませんで、引き続きそこ

のところは検討しておるという次第でございま

す。

○上野雄文君 その苦しみもわからないわけでは

ないんです。わからないわけではないんですが、

もう大体二十日以上たっているのじゃないんです

か。それと、七月に入れればいいよ大量切りかえ

というのを迎えるわけです。これは一體詰めてい

ると言つたつていつをめどに詰めるんですか。市

町村の方では毎日と言つてもいいくらい、借金す

るのでも運転免許の書きかえもあるいは新規の

取得でも、今ごろ学校はありませんからあればす

が、国民年金、健康保険、就職、土地の登記、各

種資格取得の際の添付すべき書類、この間なんか

は風俗営業の問題なんかでは大変だったと思うんで

す。毎日とも言つていいくらい、みんなかかわ

りあるわけです。これは早く態度を決めてくれな

ければ困るんじゃないんですか。いつごろをめど

におやりになるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 時期についてはいつまで

と明確には申し上げられませんけれども、なるべ

く早い機会に結論を出したいたというふうに思つて

おります。

ただ、この登録済証明書につきましては、一般

の指紋を押している外国人については從前どおり

当然のことながら出るわけでございまして、この

たび通達で若干の制限をすると申しましたのは指

紋押捺を拒否した人でありまして、なおかつ、指

紋の押捺を拒否した人の中で一切出さないとい

うわけではなくて、効力に若干の制限を加えたよう

な登録済証明書を出しますと申しますのは指

紋押捺を拒否した人でありまして、なおかつ、指

紋はそう多くないのでないかというふうに私ど

も思つております。

○上野雄文君 そう言つたつて、もうきのうは町

田だけではなくて東京都の区でもそういうことが

あったということ、これはテレビで放送しております

ましたね。だから、この扱いの問題について何も

そこだわって詰まらなくも、これは固有事務な

んだから市町村が独自の判断でやつていいんじや

ないんですか。小澤委員とのやりとりでも、いろ

んな制限について、過去のものの証明はできるけ

れども、新しいものは書いて出しちゃいかぬ、こ

ういうことがあります。それでは何にもならない

できるのじゃないですか。どうして出すことで

きないんですか。

○説明員(黒木忠正君) お尋ねの地方自治法の百

四十六条の関係ということになりますと、今申し

上げましたようにまだ詰めるべきところがあると

いうことでございますが、私どもとしましては、

国は指導監督を規定しました百五十条の規定に関

しましてはこれは登録済証明書の交付について國

の指導監督ができるということになりますが、

して、このたびの通達もそういう趣旨で出してお

るわけでございます。ただ、お尋ねのように、ぎ

りぎりのところでそれが機関委任事務に当たるか

どうかということにつきましては理論上かなり詰

めるべきところがあるであろうということでおさ

いまして、私ども、各自治体が五月十四日の私ど

もの通達に従つて行動されるということを期待し

ているような次第でございます。

○上野雄文君 やっぱり依然として法務省の感覚

は最初の指紋照合の問題と同じであつて、本当の

意味での自治体の立場というものを考えていいな

い、この点についても私はそう言わざるを得ない

と思うんです。そんな固有事務に至るまで、それ

は確かにもとはそうかもしれないけれども、そ

れだったら、そのような自治体で処理しやすいよ

うな仕組みというものを考へるというのがこれも

また当たり前のことなんであつて、当たり前のこ

とを全く手抜きをしてやらない、権力的に物事だ

けを押し付ける、こういう態度はもう許せないこ

となんではないか、私はこう思うんです。これは

もう百四十六条では明確にこの手順も書いてありますし、それからこの最高裁の判例もあるわけで

す。そういうものに照らし合わせてみれば、どう

よっぽらやつてきたんですが、黒木課長は補助金等の特別委員会なんか関係がないから初めて聞くような話になるか知らぬけれども、國と自治体はもう車の両輪だと、両方が協力し合つてやるのだと。今度の場合は國が、あんちやんが錢が足らぬから舍弟が助けるのは当たり前だなんという議論までよっぽらやつてきたわけです。そういう中の仕事のやり方の問題をめぐつて、これまで

きるだけ早くだけで済ませてしまうなどということ

とにあいかねことだ、毎日起こっている問題だと

いうふうに、私はこの点についても自治体に任せ

るようにならざるをめぐつて、これまで

おやりになっております。

それから、機関委任事務のこの議論をやり出し

ますと、これは際限なく続くし、また國の方でも

これから見直しをするという議論の起つている

最中ですから、私もこのことでの論争を今ここで

やってみてあなたの態度が変わらぬ限りは

どうもおもしろくない議論を続けることになります

から、これ以上申し上げるのはやめにいたしま

すけれども、ただ自治体といふものについて余り

にも甘く見るようなことは許せない、こういうこ

とだけは私は強く申し上げたいと思うのです。

それから、告発の問題についても、これも私は

申し上げなきやいけないんですけど、告発しなさい

ということを今度も強く述べておられます。この

告発の仕事は、これは委任事務じやないですね。

これは確認していいですね。

○説明員(黒木忠正君) 告発そのものは刑事訴訟

法に基づく公務員の義務ということでございまし

て、國の委任事務の中には入らないと理解してお

ります。

○上野雄文君 そうすると、さつき言いかけたん

ですが、一〇一国会で前の田中入国管理局長が告

発義務は、「國の機関委任事務の範囲に属するか

否かは議論が存するところでございまして、今後

このような事例に対しても、地方自治法の職務執行

命令を発動していくかどうかは慎重に検討いたし

たいと考えております。」

というこの答弁は、こ

れは知っていますか。一〇一国会でやつてあるんです。これは当然否定されたということになるわけですね。どうですか。

○説明員(黒木忠正君) そのように理解していた

だいて結構でございます。

○上野雄文君 告発は、さつき地方自治法の第十一条でいつ、ひとしく区域内の住民皆平等に扱おう、指紋押捺に非常な嫌悪感を持つてこれを拒否したという人に対し、住民を官憲に売り渡すよ

うなことは何としてもできがたい、これはどう考えてみても憲法違反の疑いがあるのじゃないか、そういうふうに私は思うのです。少なくとも委任事務ではないということが明確になつてしまえば

ね。ですから、それをまた告発の励行、しかもさ

らに指紋の押捺の説得というのをやれといふことを言い続いているわけですが、この感覚も先ほど

の感覚と全く同じ立場で、私はこのことを指示す

るというのはどうしても理解できないんです。こ

れはこの部分に関しては従前の考え方と変わり

ないんですね。

○説明員(黒木忠正君) ちょっとお尋ねの趣旨が

よくわからなかつたのでございますが、告発につ

いての従前の考え方方が変わつたかということじゃ

ないわけでござりますか。

○上野雄文君 ただ、今度やり方を変えたわけですね。今まで説得の何だのかということはな

かつたんでしょう。事実上、市町村長は自分の住

民だからいきなり告発だということはもうやらな

いと、だからずつと説得を継続しているわけで

す。法律はこうなっていますというお話を申し上

げて、それでもなお押さないという人については

そのままやつてきたわけです。ところが、今度は

三ヵ月に期間を切つたわけでしょう。それで、そ

ういう手続をやつています、いつ幾日までにまた

とりに来なさい、こういう書類を出しなさいとい

うことを今度の通達で押しつけてきたわけです

ね。これは午前の佐藤三吾委員の質問では、事務

量が三倍になつたんですよ、こう言つているわけ

です。今までやつてなかつたことがかぶさつてき

たわけですから。そして、あるところでは切りか

えに応じてすぐ交付できるようにアルバイトまで

雇つて準備しているんです。そういう準備態勢ま

で全部整えて大量切りかえの事務に支障を来さな

いように、窓口の混乱を起こさせないようにいろ

んな気を使つてやつているわけです。そういう態

勢でも仕方がないんじゃないですか。

○説明員(黒木忠正君) どうも失礼いたしまし

た。先ほどのお尋ねの件につきましては、私ども

これまでの市町村に対する指導は、指紋押捺拒否

者があれば直ちに告発するようにという指導をこ

れまで続けてきたわけでござります。ところが、

自治体の一部の中には、直ちに告発するのではなくて、まず説得を試みたい、説得することによつて、まず説得を試みたい、説得することによつて外国人が翻意してくれれば、それによつて法の

目的は達せられるのではないかということで説得

を続けられ、告発はその間保留する、こういうよ

うな現実が出ておつたわけでござります。私ど

も、自治体の御意見なども聞いたりいたします

と、やはり法違反があつたから直ちに告発すると

いうことについてはいかがであろうかということ

でございましたので、とりあえず今度通達で、三

ヵ月間説得を続けてください、三ヵ月たつて翻意

しないで依然として指紋を押さない人につきまし

てはその時点で告発するようにといふうに、從

いまよりも若干緩めた運用を通達で示した、こうい

うことでござります。

○上野雄文君 だから、その辺が今度は皆さんの

物の考え方というのは大変違つてきているんで

す。三ヵ月といふうにやりますが、そこまでは

三ヵ月に期間を切つたわけでしょう。それで、そ

ういう手続をやつしています、いつ幾日までにまた

とりに来なさい、こういう書類を出しなさいとい

うことを今度の通達で押しつけてきたわけです

ね。これは午前の佐藤三吾委員の質問では、事務

より以上に混雑をする、煩雑になつてくる、こう

いうことじゅありませんか。その辺の分析は、そ

ういうものについて法務省の方では全く配慮し

ていませんか。それをお決めになるときはどういうふうにされ

ておつたんですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども、指紋押捺拒否者

が出た場合の実態については市町村にいろいろ照

会いたしまして、調べたわけでございますが、指

紋押捺を拒否した人に対して各自治体において指

紋を押すような説得を一番多いところで一年間に

三十何回続けておられる。場合によっては、役場

の職員が本人の自宅まで行き説得するとか、役場

に来てもらつて説得するとかといふ大変な御苦労

をおかけしている部分も見受けられたわけでござ

いまして、そういったことからも、いつまでも説

得を続けても相手方が意思を変更しないというこ

とであれば、これはいつまでも説得を続けること

も事務上いろいろ支障があるうといふような判断

もございまして、三ヵ月程度が一応のその判断を

する時期ではないかということで三ヵ月といふも

のを実は決めたような次第でござります。

○上野雄文君 それはもつともらしく聞けると思

うんです。ところがこの間、川崎で指紋押捺を拒

否した人が逮捕されたですね。きのうかおととい

起訴されたんです。それで、あのとき私も社会党

の代表として国家公安委員長のところへ申し入れ

に行つたんです。そうしたら公安委員長は、い

や、三回もいろいろ警察も行つて早くやつてくれ

という話もしましたよ、三ヵ月たつたんですけど、

こういう話だ。しかし、もうこれは法律があるん

だから仕方がないんじゃないですかと。しかし、

あれは勾留つきじゃないくて、すぐにもう帰つてい

るはずですよ」という話を聞いたんだ。そのとき

はそれなりに私も普通に聞いたのですけれども、

今度この通達で三ヵ月とこの文書に載つてしまひ

うと、話が合つちゃうんです。ははあ、これは警

察と法務省といろんなところと相談して三ヵ月と

いうのを決めて、そこから後はひとつ勝手に警察

にやつてもらえるようやりましょうということ

を相談したんじゃないですか。

三ヵ月というのは、結果的には警察もやれる

御判断ではなくて、いろんなところと相談をした

結果、かえつて仕事をややこしくしてしまつたと

いう結果しか生んでないんじゃないですか。そ

う状態が続くのじゃないですか。だから、独自の

戦術をとらえるわけですね。そういう態

勢でも仕方がないんじゃないですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども指紋制度のあり方

につきましては関係省庁ともいろいろ研究、検討

する場を設けて議論しておりますけれども、今お

尋ねの三ヵ月といふ点につきましては、少なくと

も私の理解している限りでは、特別にそういう搜

査当局との打ち合わせということはございません

よ。

○上野雄文君 そう言うだろうなということは私

も期待はしておりません。言つたらどんでもない

話になることですからね。しかし、私たちにはそ

ういうにおいがぶんぶんと感ずることができると

いうことだけは承知をしていただきたいと思う

んです。

それから、この告発について、やはり告発しな

いということを言い続けているわけですけれど

も、ずっと私なりにいろんな資料を調べてみまし

た。そうしましたら、検察統計年報といふのがあ

ります。そこで委任事務等について、何も外國

人登録法だけが委任事務じゃありませんからいろ

んな委任事務があるわけですが、それの対比をし

てみると、これは五十四年の統計ですが、年間

四千四百六十三件中三千八百四十五件が外國人登

録法違反で告発されているんです。これがもう庄

樹的に多いんです。これだけ罪人をつくら

うなりますよ」という話を聞いたんだ。そのとき

はそれなりに私も普通に聞いたのですけれども、

今度この通達で三ヵ月とこの文書に載つてしまひ

うと、話が合つちゃうんです。ははあ、これは警

察と法務省といろんなところと相談して三ヵ月と

いうのを決めて、そこから後はひとつ勝手に警察

にやつてもらえるようやりましょうということ

を相談したんじゃないですか。

す、指紋も十本の指から全部とりますと、こういふうなことを答弁しておきましたが、警察当局の方はこういうことにそんなに大変な罪の意識がないんだと思うんです。わざわざ罪人づくりをやるようなやり方というのは、これは法律があるからこうなんだと言えばそれまでかもしませんが、そういうやり方をやつているところから私は、嫌なれば本国へ帰るか帰化すればいいんだなんという言葉が出てくるのではないのかなというふうにも思うんです。

それで、この間山口労働大臣がヘリコプターで糸山英太郎さんのベースデーターにて、庭にヘリコプターでおりた。これは無許可だと、こういう新聞記事が出たんです。私も運輸省にお尋ねをしました。これは運航課の補佐官の各務さんといふうにお尋ねをしましたして、これははどういうんですかと言つたら、航空法の七十九条違反で、罰則は五万円以下の罰金がついていると。あなたの方で告発されたんですかと、こう聞いたら、告発してないと言つた。それからまた、いろいろ我々が関係する県や市町村では建築基準法違反というのが非常に多いです。これを全部告発 告発されただらばどうにもこうにもならぬし、警察だってないと言つた。それからまた、いろいろこれが指導という問題が伴つていています。こういう例との比較からいってみても少し酷じやありませんか。そういう発想になることはできないんですけど。その辺いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録法につきまし

ては昭和二十年代以来、たくさんの不正登録と

か、それから申請の義務懈怠というのが大変目立

ちまして、そういった意味もございまして、ある

程度きちんと登録をしてもらうためにはどうして

も罰則の適用も必要であろうと、ということで、これ

までそのような指導もし、運用もしてきていたと

いうことでございます。

○佐藤三吉君 関連。

黒木さん、確かにあなたがおっしゃるように、

罰則を思えば告発をせざるを得ないという論理に

なっていますが、今度通達出したのは入管局長じ

やないですか。その入管局長が告発せよというこ

とを通達してますね。これはどういう権限です

か。

○説明員(黒木忠正君) 私ども地方自治法百五十

条による指揮監督の及ぶ範囲内であるというふう

に理解しております。

○佐藤三吉君 それなら、告発せよじゃないじや

ないです。そんな権限があるはずないじやない

か。そういう越権的な行為をやるのじやなくて、

またきょうは入管局長が地方自治体を集めて同じ

ようなことをやつてますね。そんなにやるなら直

接あなた方がやればいいじやないか。機関委任事

務なんてしなさんな。そんな横着なことをするか

ら問題が起るんです。入管局長が告発しない

なんて言う性格のものじやないでしょ。思

い起こしてくださいといいうなら別だ。こういうこ

とがありますから思い起こしてくださいというの

なら別だ。後は思い起こすか起こさぬかは自治体

の判断ではないでしょ。何か命令するようなそん

な通達を出して、そんなことを言うならあなた方

が直接やればいい。どうですか。

○説明員(黒木忠正君) 私どもの通達を今ちよ

と見てみたのでございますが、趣旨は佐藤先生言

われるとおりでございまして、「告発されたい」と

は書いてございませんで、「することとされたい」

と、表現はストレートに「されたい」とは書いて

いないわけでございます。

それからもう一点 地方自治体に告発させない

で法務省当局でやるべきではないかと、いうことで

ございますが、一般的に告発と申しますのは、当

該違反が起こった現場において一番よくその事実

関係を把握しておるということから、私どもはか

ねてから現場である市町村において告発をするよ

うに、という指導をしてきているのがこれまででございます。

○佐藤三吉君 これで終わりますが、大臣、あなたにこつと笑わぬで、少しは怒りなさいよ。入管

局に今ただしてみれば、あの文章が、思い起こし

なっていますが、今までふうにとれますか。そこまで

やつておるのにあなたは自治大臣として、今自治

体はそのことで深刻に苦しんでおるのだから、も

ういう是正措置を講じておるというふうに理解し

ております。

○上野雄文君 それを是正したからもう超過負担

は消えたと、こういう認識なんですか。

○説明員(黒木忠正君) 今五十二年と申し上げま

して、もうそれから八年たつておるわけでござい

ます。その間給与のベースアップによる増額と

か、それから人件費の積算方式の改定とかとい

う努力を今日までいたしてきております。

ただ、そういう声もございますので、私ども機

事務、そういうと先生はそんなのやめてしまえ

と、こうおっしゃるかもしれませんが……

○佐藤三吉君 そんな越権なことをするのならや

めてしまえと言つんでです。

○國務大臣(古屋亨君) 私は、きちっとしないこ

とは嫌いでござりますので、きちっと何でもする

ことが好きでございます。

ただ、この法律というのは、法務省の機関委任事

務、そういうと先生はそんなのやめてしまえ

と、こうおっしゃるかもしれませんが……

○佐藤三吉君 そんな越権なことをするのならや

めてしまえと言つんでです。

○國務大臣(古屋亨君) 私どもとしては、法務省

というものがあつて、その機関委任事務になつて

おりますので、それをどうしたらよく守つてもら

えるかということが一番自治体に混乱を起こさぬ

根本だと思つております。そういう意味で私ども

は、けさほど申しましたように、事務局がそ

ういう相談する機関がありますので、そういう意見

をそこでもう一遍相談をしなさい、先生のいろいろ

御意見のあることもお知らせをして、そういう

ところでもう一度話しあらうだらうですかと、いう

ことを申し上げたわけでござります。

○上野雄文君 そこで、告発の問題についていろ

んな差があることについては今申し上げたとおり

なんです。

そこで私は、これだけのこんなややこしい仕事

を頼んでおいて、しかも一片の通達でどうにでも

使えるというような感覚が一つも抜けてないでお

りて、それじゃ一体財政的に予算の面でどれだけ

面倒見てくれているのかというと、これは超過負

担ですから、法務当局の方ではどれぐらい迷惑を

かけているかというのを自分の方で計算したこと

がありますか。どのくらい超過負担をお願いしち

やつているのか、数字的にはじき出しておりませ

んか。

○説明員(黒木忠正君) 昭和五十二年以前につき

まして大変超過負担問題が取り上げられておりま

して、昭和五十二年に法務省と自治省と大蔵省三

省による実態調査をいたしまして、このときにそ

ういう是正措置を講じておるというふうに理解し

ております。

○政府委員(大林勝臣君) それぞれの分野で地方

公共団体の現場におきまして非常にやりにくい仕

事、危険な仕事、嫌われる仕事、そういう業務

につきましては、条例措置を基本にして、それに

相当する手当を出してやつておるわけでありま

す。現在の住民登録関係の事務についてそれぞれの市町村で現実にどういう取り扱いをされているか、ただいま承知いたしておりませんが、それぞれの地域における実態に応じて判断をすべき問題であるうと想います。

○上野雄文君 せつからく官房長お座りになつたのですから、超過負担の現状について。

○政府委員(津田正君) 財政局がおりませんので、便宜私が前に財政局におきましたのでその経験から申し上げますと、これは委託費の系統に属するものでございまして、地方団体が負担することがないように地方財政法に書いてある事務でございまして、また超過負担の調査の対象になるかと存じております。

そして、先ほど法務局から答弁ございましたように、五十年代初期におきまして一回調査をいたしました。その結果につきまして適切な措置をとつてまいつたわけでござりますが、今回の事務の変更に伴いまして地方団体の超過負担がまた生まれているのではないかということにつきましては、自治省としても非常に関心を持つております。

私が財政局におつたときもこの問題が出たのでございますが、正直申しまして、超過負担の実態調査をするにはある程度事務処理が安定した時点においてとらえるのがいいであろう、いわば事務の変更の経過期間内にやりますと必ずしも的確な結果が出ないであろう、こういうことで見送ったわけでございます。しかし、この問題につきましては私ども関心を持っておるわけでございまして、事務の安定した状況におきまして関係省庁とも相談しながらこの超過負担の問題につきまして調査をいたしたい、かよう考えております。

○上野雄文君 これは、大臣ずっといろいろお聞きいただいておつて、この本筋以外の議論をここでやらないきやいけないというのは全く残念なことなんですねけれども、やはりやるざるを得ないわけです。今、市町村の窓口で大変な問題が起きてきているわけでありますし、しかもこの間、五日の

日ですか、財政課長や地方課長なんかも集めて、地方行革もつとしっかりやれという会議やつたばかりであります。それで、事務事業の見直し、委任事務やなんかももう一回整理して今度やりましたよう、簡素合理化をしましよう、こういうことを言っているわけです。ところが、片方でこういうお話を聞いておりますと、負担のかからない方法を編み出したのだと言いながら、ややこしい手順を決めて自治体の窓口に仕事を押しつけるというやり方になつてきているわけです。

基本的な問題の解決に向かわないでおつて、小手先だけで表面を糊塗しようとする仕事はますます複雑化していく。これらは地方行革に反する。國が自治体の意思で地方行革をやろうということ、これは大臣と何回もやりとりしていますが、地方行革の方がよほど進んでいるという議論やりましたね。それを國の方がこうやってぶつ壊してくるんです。こういうのをどこかでチェックしていくんですね。それはどうにもならない。さつき佐藤委員の質問に対して大臣は、局長やなんかを通じてこれから法務省に伝えるというお話はわかりましたけれども、もつともと自治体の立場というものを十分熟知した上で対応策をとつてくれるという空気をつくってくれなければ、これはもうどうにもならないと思うんです。それに加えて金もくれないんですから、こんなひどい仕打ちないでしよう。補助金一括削減で錢はどんどん召し上げられるというところへきて、頼まれ仕事で錢も満足いくれないんということがまかり通るというのじゃ、これは自治体側としてはたまたものではないと私は思っているんです。こういふ立場で、ひとつ今後とも自治大臣として自治体の立場に立つたひとつ物の言い方をしていっていただきたいということを私は強く要請をしたいと思うのであります。

きょうは、私ももつともと本当は毒づきたいぐらいの気持ちなんですが、きょうは内輪に話を申し上げました。マムシの三吾という人もおりましから、その人よりも私の方が幾らかおとなしい

のだなという印象も与えなきやいけないかなと思つたりして、控え目に物を申したつもりでありますけれども、ひとつ大臣の決意のほどをお伺いをいたしまして、終わりにいたしたいと思ふんであります。

○國務大臣(古屋亨君) 私、自治大臣としましては、やはりそういうことは思つておりますが、さて私が何できるかというと、法務大臣との話をすりやう以外にはないと思うんですが、とにかくきやならぬということは思つておりますが、さて私が何できるかというと、法務大臣との話をすりやう以外にはないと思うんですが、とにかく

市いたしまして各方面に対し、購入しないよう呼びかけを行つたところであります。それが販売されなかつたかどうかの確認は行われております。それから、昭和五十六年になりまして高知県下で八つの市の家族名鑑をまた出版をするというような事件が起つりました。五十二冊販売されたようですが、各市からの抗議もございまして、業者が全部回収をし、各市の方へ知り得た資料も返却をした、こういう結果になつてございま

し、また超過負担のことは私も先ほどの御説明その他で大体わかりましたので、そういう点はひとつ法務省を押しながら、こういうふうに実際にかかれておりましたから、もう一度今の御趣旨の点もそこへおろしまして、早急に検討させていただく。早急にやらなければもう来月から大変でござります。

○中野明君 そこで、これは公開の原則をとられておるわけとして、台帳の閲覧件数とかあるいは住民票の写しの交付請求、これはまことに膨大な量に上つてゐるようですが、お手元に数字がありますたら、大体年間どれぐらいの件数になつていて、業者が全部回収をし、各市の方へ知り得た資料も返却をした、こういう結果になつてございま

す。

○中野明君 そこで、これは公開の原則をとられておるわけとして、台帳の閲覧件数とかあるいは住民票の写しの交付請求、これはまことに膨大な量に上つてゐるようですが、お手元に数字があります。それから住民票の閲覧の請求件数が六千五百六十万四千件、それから住民票の閲覧の請求件数が六百二十一万一千件という数字になつております。

○中野明君 もう一度、写しの件数が六千五百六十万件ですか、それで閲覧の請求が六百二十万件ですか、ちょっと何か数字が違うよう気がするんです。

○政府委員(大林勝臣君) 一番最近の調査でいきますと、昭和五十八年度一年間におきまして住民票の写しの請求件数が六千五百六十万四千件、それから住民票の閲覧の請求件数が六百二十一万一千件という数字になつております。

○中野明君 もう一度、写しの件数が六千五百六十万件ですか、それで閲覧の請求が六百二十万件ですか、ちょっと何か数字が違うよう気がするんです。

○政府委員(大林勝臣君) 写しの請求が六千五百六十万件、それから閲覧が六百二十万一千件でございます。

○中野明君 閲覧というのがそんなに少ないですか。そんなものですか。

それで、今回はこの公開の原則というのを変えないで、個人のプライバシーを侵す心配があるところで一部制限を加えると、こういうことになつたよう理解をしますが、自治省は今まで個人の

秘密に属することは住民票の記載事項には含まれないから心配ないのだという考え方をとつてこられておるようですが、今回はこの法律の改正によって、今申し上げた基本的な考え方へ変化があつたというふうにとらえてよろしいんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘のように、昭和四十二年の住民台帳制度あるいはそれ以前の住民登録制度の時点から、住民の記録については全面公開、つまりその時点におきましては、住民台帳の記載事項には個人の秘密に属するものはないのだという考え方で來たわけあります。これがやはり世間のプライバシー觀といふものの進展に伴いまして、昭和四十年代後半ぐらいから、住民台帳の記載事項の中でも物によつては、あるいは人によつては非常にプライバシー侵害と感ずるようなケースがあり得る、したがいましてそいつた問題については住民台帳制度を改正して世間のプライバシー感情に合致するような運用をする必要があるのではないかというような意見がそれぞれ出てきたわけであります。

そこで、研究会を持ちましていろいろ学者の先生方からの意見もお聞きしたわけであります、さて全面公開を原則公開にするのか原則非公開にするのかという議論になりますと、それぞれの先生方のお考えも多種多様であります。

現在、住民台帳の記載事項それぞれを見てみましても、人によつては、それぞれの記載事項が自分とのプライバシーとは別に関係ない、そんなことが世間にわかつたところで何ともないという人もおりますし、あるいは人によりましては、いや自分の記載事項の中のこういった項目については外に流れでは非常に困るのだというような人もおり得る、そういうわけで從来の全部秘密事項だということにはなかなかならないであろう、やはりケース・バイ・ケースでプライバシーの侵害になることもあります改正の内容であります。

○中野明君 そうしますと、非常に難しいです。それはそのごく一部分であります、財産でありますとか税金の問題でありますとか、あるいは病歴とか職歴とか、そういうものがあるのですありますとなかなか難しいのですが、例えば今回、御承知のように川崎市で個人情報保護制度というものを条例で決めようとしております。この制度の問題につきましては私ども非常に関心を持つて見ておるわけですが、この個人の情報を本人が閲覧をして、その情報が誤つてたりあるいは収集方法が不当なときは訂正、削除を請求できるといふことと、目的外に情報が利用された場合は使用の中止を求める権利を付与する。それからもう一つの柱としては、民間企業にも協力を求めて、違反企業に対しては是正を指導、勧告する、こういふことを内容としているようなんですが、この川崎市は三番目だということのようですが、個人のプライバシー保護について川崎市がとつたこの考え方は、自治省としてはどう見ておられますか。

○政府委員(大林勝臣君) 既にプライバシー保護条例は、電算機にいろんな個人情報が組み込まれました昭和五十年代に入つたとたんに、地方公共団体の方で自主的にプライバシー保護条例を制定する動きが相当ふえてまいりました。既に現在百七十団体を超えておりますけれども、川崎市のプライバシー保護条例が一番最近のものということであります。

川崎市におきましても、この一年間あちこちの専門家の御意見を聞きながら内部的に研究をされたりますと、結果、条例を眺めてみると、情報の収集あるいは情報の利用あるいは保護、管理、さらには本人のアクセス権と申しますが、自分の情報の訂正を要求する権利とか、従来O E C Dなりあるいは行政管理庁の提言、そういうふうに理解してよろしいかどうか。

○政府委員(大林勝臣君) プライバシーといふのを本来どう考えていろんな制度仕組みを考えていいくかにつきましては、これまでいろいろ大議論があるところであろうと思います。

冒頭に申し上げましたように、個人のプライバシーと申しましても、個人が持つておる情報といふのが非常に多種多様であります。これは隠したものもいろいろあるわけであります。ただ、住民基本台帳の記載事項に関する限りは、従来から国民一般の共通の感情として、その記載事項全

ろんな個人情報がござります。住民台帳の記載というのはそのごく一部分であります、財産でありますと、そういう感じを持っておるわけであります。問題は、そこで個人情報の保護の対象をどう運用をしていくかということになりますと、実際にはどの条例もおおむね、法令で公開と決めておられるものにつきましてはその法令に従う。それ以外のものについてそれぞれの市が持つておるい

○中野明君 そうしますと、この十一条の二項と承認のように川崎市で個人情報保護制度といふのを条例で決めようとしております。この制度の問題につきましては私ども非常に関心を持つて見ておるわけですが、この個人の情報を本人が閲覧をして、その情報が誤つてたりあるいは収集方法が不当なときは訂正、削除を請求できるといふことと、目的外に情報が利用された場合は使用の中止を求める権利を付与する。それからもう一つの柱としては、民間企業にも協力を求めて、違反企業に対しては是正を指導、勧告する、こういふことを内容としているようなんですが、この川崎市は三番目だということのようですが、個人のプライバシー保護について川崎市がとつたこの考え方は、自治省としてはどう見ておられますか。

○政府委員(大林勝臣君) 既にプライバシー保護条例は、電算機にいろんな個人情報が組み込まれました昭和五十年代に入つたとたんに、地方公共団体の方で自主的にプライバシー保護条例を制定する動きが相当ふえてまいりました。既に現在百七十団体を超えておりますけれども、川崎市のプライバシー保護条例が一番最近のものということであります。

川崎市におきましても、この一年間あちこちの専門家の御意見を聞きながら内部的に研究をされたりますと、結果、条例を眺めてみると、情報の収集あるいは情報の利用あるいは保護、管理、さらには本人のアクセス権と申しますが、自分の情報の訂正を要求する権利とか、従来O E C Dなりあるいは行政管理庁の提言、そういうふうに理解してよろしいかどうか。

○政府委員(大林勝臣君) プライバシーといふのを本来どう考えていろんな制度仕組みを考えていいくかにつきましては、これまでいろいろ大議論があるところであろうと思います。

冒頭に申し上げましたように、個人のプライバシーと申しましても、個人が持つておる情報といふのが非常に多種多様であります。これは隠したものもいろいろあるわけであります。ただ、住民基本台帳の記載事項に関する限りは、従来から国民一般の共通の感情として、その記載事項全

する限りの一部修正、こういうふうに御理解賜りたいと思うわけであります。

○中野明君 そうしますと、この十一条の二項として、閲覧の請求のときに請求事由等を明らかにしなければならない規定が入つたわけです。そこで今まででは通常でこういう指導をしておられたことを法律で明らかにしたと、こういう意味を持つつか、それとも別の意味があるのでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) まさに御質問の点が今回の改正でござります。従来、御案内のように昭和五十一年に戸籍法の改正がありまして、戸籍の閲覧について全面非公開ということになつたわけであります。戸籍の閲覧と住民台帳の閲覧というの件数の方がはるかに多い。それだけ世間で住民台帳の利用というものが現実に行われておるわけであります。

そこで、それだけ住民の利便に供せられておるという実態を踏まえました場合に、いきなり閲覧制度をその時点で改正をしてしまうというわけにはまいらないだろう。したがつて、当面は行政指導で閲覧のチェックをできないかと、こう考えたわけでありまして、昭和五十六年以來既に数回にわたりまして通達を出してしまって、閲覧請求する際には具体的な請求理由を書いてもらう、それから本人の住所、氏名はもちろん、閲覧の範囲でありますとか、そういった資料を事前に出してもらいまして、閲覧の目的が果たしてプライバシーの侵害につながるかつながらないかをその場で判断をしてもらいたい、こういう趣旨の行政指導がこの数年間行われてきたわけであります。

ところが、現実の問題となりますが、実際に請求理由を書きなさい、あるいはもつと具体的に書きなさいというような窓口の要請があります場合

律が全面公開となつておるのにどうして窓口でそういう取り扱いをするのだと、こういうまた競争が絶えなかつたわけでありまして、各地方の方からも、やはり行政指導ではとても無理だ、むしろ現実の行政運営に法律の制度自体を合わせてもらいたいと、こういう要望が少なくなつたわけであります。

○中野明君 先ほどお答えになつておりますが、どうも個人によつてケース・バイ・ケースで、プライバシーの問題は個人差があるということになつてくると非常にまた難しい感じがするのですが、「請求が不当な目的によることが明らかなとき」と、こううたわれているわけですが、不當な目的であるかどうかという判断の基準といふのはどこで分けるように指導されようとしていますか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正に基づきまます今後の行政運営で一番難しいのがまさに御指摘の不當な目的の判定の問題であります。結局は、不当な目的というのをもう少し具体的にケースを例示をいたしましてわかりやすいような表現できないかといろいろ立法技術的に法制局とも相談をしたのでありますけれども、なかなかこれは物の性質上はつきりと法律上書きにくい。結局は昭和五十一年の戸籍法の改正の際におきます戸籍の抄本の交付に不當な目的を排除する。こういう改正が行われたわけでありますので、法律上は整合性を持って戸籍法の表現に合わせる以外実はなかつたわけであります。

そこで今後、不当な目的の取り扱いにつきましては、戸籍の側でこの十年間既に不当な目的を判定するための材料というものを法務省の方でいろいろ実例としてお持ちのようあります。そこで、今後政令を制定をし、あるいは指導をいたしまります場合には、これまでの十年間の戸籍の実例というものを一つの実例集としまして、こういった請求理由についてははこういうチェックをするというような指導をいたしたいと考えておる

られますが、不特定多数といいますと、どうしてもやはり世論調査でありますとか学術調査でありますとか、経済行為といったしましてダイレクトメールでありますとか、いろんなケースが出てくるわけであります。

そこで問題は、一番いいのがそういうた不特定多数の閲覧の中で閲覧を許すものと閲覧を拒否するものとを具体的に法律の上でびしっと決めることができるのが本当は一番いいでありますけれども、世論調査、これはいいだろうと、しかばねダイレクトメールはどうかということになりま

して、個人の情報というものが各方面で、例えば金融機関とかあるいはその他信用機関とか調査機関とかいうところでもそれぞれ担保されているような感じを受けますし、それと今申し上げたような住民台帳の写し、あるいは不特定多数の人のさつき問題に出ました市民の住所から本籍から全部それが一覧表に出るというような事態と一緒になりますと、非常に大きな問題になつてくるわけです。

そういうことが一般に公開されるということについても、これももう大変な問題になるわけですから、

また窓口で不当な目的であるかどうかという議論が出て、よりこういうあいまいな規定といいますか、はつきりしない規定を置くことによってトラブルが起これ、つまらない紛争が起こるという原因の一つになりかねないので、その辺は何か明確に通達の中というか指導の中で、あるいは政令で定めることによって、窗口での問題を防ぐことが可能になるのではないかとおもいます。

かないとどうという意見もございます。
そういうふうに結局は、大量閲覧、不特定多数の閲覧、こういったものを相手のいかんによって区別をして、こういうケースならいい、こういうケースなら悪いということが立法技術上解決がつかなかつた。したがいまして、そういうケースで区分けをするのではなくて、現在の段階では不当な目的、つまりそれを利用する目的の不當さににつけてチェックをする以外に法律の改正のしようがある

部集められたるんでもない資料ができる上がるといふことで、プライバシーの問題が大きく出てくるものとなるのじやないだらうかということで、最初に御答弁がありましたように、原則公開ということはあるいは原則非公開、どちらがいいのかということがこれからの大好きな問題になってくるのじやないだらうか、私はそういうふうに心配をしております。

○中野明君 今までにそういうことで問題が起きた実例があるわけですから、それを他のことに活用してはいけないとか、あるいはそういうことで名簿をつくってはいかぬとか、不特定多数の人の閲覧あるいは住民票の交付の請求をしてはいかぬとか、そういうような具体的なことはお決めにならつもりはあるのですか。

○政府委員(大林勝臣君) 実は、そういうた不特定多数の閲覧というものが制限できないだろうかということも研究会等の一つの大きな問題点として取り上げられておりました。そこで、頭に考え

ないではないか。そこで問題は、不当目的といふのはこういったプライバシー問題がポイントになつて出てきた問題でありますので、従来の事例から申しますと、むやみやたらに続き柄を調べてこれを世間に言いふらすとか公表するとか、あるいは出生地をみだりに調査をしてこれを発表するとか、そういういたケース、これが一番チエックをするポイントであろう。それを請求の理由を書かせることによって窓口でチェックをしようというのが今回の改正の一つの限度でござります。

○中野明君 非常にそちら辺を私心配をしているのですが、特に最近は非常に情報化時代になりますが、

で定めるところにより、」というふうに規定をしておりますが、この内容はどういうことをお決めになろうとしておりますか。

ライバシーというのがその個々人の立場に立った感覚の問題から出発をしている問題でありますので、今後、今御指摘になつたようなことも含めまして、あらゆる社会現象でプライバシーといふものといわゆる情報公開というもののとの関連を一体どう考え、どう調整していくかというのが現段階における一番大きい将来の宿題であろうと思いま

す。現在、総務省においてもそのあたりのことを頭に置きながら研究をされておると伺っておりますけれども、私ども御指摘を踏まえましてせつかり勉強をしてまいりたいと考えておるところであります。

○中野明君 これから絶えずこういうことが起こつてくるのではないかと私どもも心配をするわけとして、この点については今個人のプライバシー権というのですか、これについてなかなか確立をしていないということを踏まえてこういう改定をされるということが、ちょっとまた余計混乱をするのじゃないかと、そういう気持ちでお尋ねをしました。

そこでその次の問題として、この委託業者の責務について三十六条でしたか、市町村におけるコンピューターの利用状況、住民の記録についてはそれいろいろの項目にわざつております。住民の記録について入力している市町村がかなりあるようございますが、税目のファイルとか国民健康保険ファイル等々、いろいろ総合してみますと膨大なデータベースになりますが、特に民間に委託されているものがかなり多くなつてきておりますが、この点について三十六条で委託業者の義務が書かれているのですが、これはどういう規定になつておるんですか、もうちょっと説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の住民台帳の改正に当たりまして、実際の実務で住民記録を既に電算化しております市町村がもう既に過半数となつております。そこで、住民記録を電算化しておる市町村によりまして、自己の電算の管理、

磁気テープの保存、維持、こういった問題について今後政令あるいは省令で具体的な保護措置あるいは管理措置というものを決めてまいりたいと考えます。

そこで、そういった委託を受けて行う住民基本台帳に関する事務の処理に従事している者でありますとか、そういうた業者につきましても一つの責務をこの際法律上明確にしておく必要がある。こういう趣旨で、委託業者も「知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」という条文を、改めて挿入をいたしましたわけであります。

○中野明君 しかし、それは単なる訓示規定でしかないよう思ふんです。それを他人に漏らしたり、不当な目的に使用した場合にどういう責任が出でくるんですか。この責任の追及はどうなさるんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 第三十六条は一応訓示規定期にいたしております。そこで、現実の問題といたしましては、委託業者と地方公共団体が契約を結んで電算の処理を委託することになるわけでありますが、その契約の中に第三十六条に書いてありますように、委託業者は、公務員が本來行うべき義務を受託しているのではなくて、それは守秘義務とか何とか、その義務違反しか問えないというのは、これは均衡を失しているのじゃないかと、こういう疑問が出てくるわけとして、公務員はこれは守秘義務とか服務規律というものがあるわけですから、その公務員の仕事を委託されてやつておるんですか、それなりのやはり罰則というものを科すべきじゃないかと、こう考るんですが、この辺はどうですか。

結果は、こういったものを厳重に処理するためには、やはり一つの罰則、制裁措置というものも

法律上考へ得るのかなということも考へたわけありますけれども、先ほど申し上げております

ように、プライバシー侵害に対する罰則を考えます場合に、プライバシーという觀念が非常に個々人によつて感覚の問題としてニュアンスが違うことがあります。

ただ、法律の構成いたしまして、一定の届け出義務を課すというの、これは住所移転をす

てありますから、どうも罰則の構成要件というものがな

かなかまたこれは難しいわけであります。

つまり、本来のプライバシー侵害に対する構成要件が難しい段階で委託業者の問題についてのみでは管理措置というものを決めてまいりたいと考えます。が、同時に、電算化しております市町村におきましても相当数の市町村が業者に委託をして処理をしているというのがまだ現実の姿であります。

そこで、そういった委託を受けて行う住民基本

台帳に関する事務の処理に従事している者でありますとか、そういうた業者につきましても一つの責務をこの際法律上明確にしておく必要がある。こういったもので処理する以外ないんだろうと、こう考えたものがこの第三十六条の趣旨でございました。

○中野明君 今の答弁でもありましたように、問題が起つたら契約解除とか損害賠償という、それだけでいいかという疑問を私は持ちます。要するに市町村の事務の基礎資料でございますから、それが住民のプライバシーにかかる重大なものである基本台帳を委託された者がいかがんなどをしておる。片方、移動等の届け出を二週間以内に出せということになつて、これを怠つた住民には行政罰とともに過料を取られることになつております。しかも、今回五千円に値上げされるとなつています。それなのに、これらは私法上の義務違反しか問えないというのは、これは均衡を失しているのじゃないかと、こういう疑問が出てくるわけとして、公務員はこれは守秘義務とか

整合性がとれていくのじゃないかと、こういう気がするんです。プライバシーの保護が云々ということよりも、いわゆる公務員の仕事を受託しているわけですから、それは守秘義務とか何とか、そういうことから公務員と同じ責任といいますか、それをここでやはり規定しておくべきじやないかと、こう思ふんですが、もう一度御答弁いただけたい。

○政府委員(大林勝臣君) 確かにプライバシー問題というものを頭に置いて考えます場合に、一般的の行政罰がいろいろあるにもかかわらず、委託業者のいかんによりましては不当な目的に使用されるようなケースに全く制裁あるいは罰則措置がないのは均衡をとれない、そういう気持ちはまことによく私どもはわかるわけであります。それなりにいろいろ勉強したのでありますけれども、法律の上で、つまり日本語としてなかなか構成要件が書けない。結局は、現在の段階におきましては委託契約上の厳しい措置というものを考えざるを

るかということは非常に急がれでると思うんです
が、この点についての大臣の見解を、まず聞きたいと思います。

○國務大臣(吉澤亨君) 先ほどお話し申しました
ように、これは国の情報公開と地方の条例との関係
ということについてどう考えておるかという問題でござりますが、やはり情報の公開といふこと
とプライバシーの保護といふのは、両面において
私は必要の面が非常に多いと思いますので、そ
ういう点も国において何とか早く検討して始末をつ
けるといりますが、そういうものを公布するとか、
そういうことを制定するといふことも一つの方法
だと私は考えております。そうしないと、いままで
のいろいろなきさつでこういう法律を出しま
しても意味なくなる場合ということがあるわけで
ございます。ひとつこれは私どもいたしまして
も総務省その他と十分連絡をとりまして、今のお
話のような点につきましては総務省で検討中とい
うことでござりますが、やはり何とか政治的な面
からもこれを推す努力をしなきやならぬというふ
うに考えております。

○神谷信之助君 大臣もそういう点は御認識いた
だいておるわけなんですが、これはき
ょうずっと議論をしていますが、あいまいなところ、不明確な点、いろいろ各委員から問題点が指
摘されておるけれども、結局プライバシーの概念
なり定義が明確でないし、したがってびちっとし
たものができない。したがって、この改正をや
つてから後、とにかくながらやっていこうかと
いう試行錯誤しかもうないという状況ですから、
これは私は法治国家としてはちよつとぐあいが悪
いと思いますから、今大臣もおっしゃったよう
に早くにひとつ成案を得ていただきよう、もちろん
権利にかかる問題ですから慎重にしなきゃい
けませんが、その点を一つ申し上げておきます。
それで、あと具体的にあります、皆さんも今
までにいろんな面で質問なされておりますから、
できるだけ重複を避けていきたいと思うんです。
一つは、請求事由について理由を述べないで聞
けるといりますが、その点を一つ申し上げておきます。

○神谷信之助君 大臣もそういう点は御認識いた
だいておるわけなんですが、これはき
ょうずっと議論をしていますが、あいまいなところ、不明確な点、いろいろ各委員から問題点が指
摘されておるけれども、結局プライバシーの概念
なり定義が明確でないし、したがってびちっとし
たものができない。したがって、この改正をや
つてから後、とにかくながらやっていこうかと
いう試行錯誤しかもうないという状況ですから、
これは私は法治国家としてはちよつとぐあいが悪
いと思いますから、今大臣もおっしゃったよう
に早くにひとつ成案を得ていただきよう、もちろん
権利にかかる問題ですから慎重にしなきゃい
けませんが、その点を一つ申し上げておきます。

それで、あと具体的にあります、皆さんも今
までにいろんな面で質問なされておりますから、
できるだけ重複を避けていきたいと思うんです。

一つは、請求事由について理由を述べないで聞
けるといりますが、その点を一つ申し上げておきます。

観できる者、いわゆる自由閲覧者といいますか、
この範囲が広過ぎるのじゃないかという感じもす
るんです。これは、省令で戸籍法の施行規則十一
条に準ずる内容とするというようにお考えです
が、本人、配偶者、親族以外に、国、地方公共團
体及び公社、公團の職員、それから弁護士、司法
書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務
士、弁理士、海事代理士、行政書士などが考え方
されておるようですが、この基準は大体どういう基
準でお決めになるわけですか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回、住民基本台帳の
閲覧をいたします場合には、一般的には請求事由
その他氏名、住所あるいは閲覧の範囲というもの
を具体的に明らかにして請求をしていただくとい
う措置をとつておるわけありますけれども、今
回改正いたしましたのが、こういった住民基本台
帳の閲覧あるいは抄本の交付を不當な目的で
使用するというのをチェックするのが目的であ
りますために、一般的に本人あるいは家族、さら
には国、地方団体の公務員その他、法律上いろいろ
の制約を受けております弁護士でありますとか
行政書士でありますとか、そういう公的な資格
者の職務上の請求だということになりますと、そ
こまで具体的な請求事由を一々書いていただかな
くとも危険はないであろう。したがいまして、職
務上の請求ということが明らかであれば請求事由
というものを省略してもいいであろう、こういう
考え方にしておるわけあります。

○神谷信之助君 そうすると、ここで自由閲覧者
になつておる対象の人、これは職務上に必要な調
査あるいは請求であるということは、そのことも
明記できるそういう記載方法を考えるということ
になるのかどうかということが一つ。それから、
その身分を証明するもの、これの提示を求める必
要があるのかどうか。この辺はどういうことにな
りますか。

○政府委員(大林勝臣君) 公用請求などの場合に
は、請求書を見た場合には大体すぐわかると
いうケースが非常に多いであろうと思います。た
だ、そういう書式でない場合にも、もちろん職
務上のためということは書いていただくわけであ
りますし、さらにそういう請求書の記載 자체か
らは請求者の資格が疑わしいという場合には、質
問をいたしますなりあるいは身分証明書の提示を
求めたりすることなど、いろんな確認方法が考
えられますけれども、そいつたこともあわせて指
導してまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 ななかなか難しいんですよ。例え
ば私は今参議院議員ですが、参議院議員であるこ
とを証明するものというて考えたら、つけておるバ
ッジ、それから国鉄の無料バスを持っている、こ
れも紛失をする場合があるわけです。あとは名刺
に丸をするとか、そういう形でやっていますね。

下の理由は書かんでもよろしいと、こういうやり方
でやつておる方が多いようなんですね。

度これができますと、ある程度、ある意味では政
令に応じて統一基準をつくり、統一様式をつくつ
ていくことが必要になるのではないかと思
うんですが、この点はどういうようにお考えです
か。

○政府委員(大林勝臣君) 請求事由その他自治省
令で定める事項を明らかにするという作業がまだ
今後残つております。

さらに、先ほど御質問の、特定の目的のための
請求についてはそれを省略をするというような考
え方で政令をえるわけありますけれども、政
令の内容についてできるだけ各地方公共団体の窓
口で統一処理ができるように考えてまいりたいと
思つております。

○神谷信之助君 そうすると、ここで自由閲覧者
になつておる対象の人、これは職務上に必要な調
査あるいは請求であるということは、そのことも
明記できるそういう記載方法を考えるということ
になるのかどうかということが一つ。それから、
その身分を証明するもの、これの提示を求める必
要があるのかどうか。この辺はどういうことにな
りますか。

○政府委員(大林勝臣君) 相手方の確認の問題
で、そういう窓口でわからない、そのためには混
乱するということは確かに考えられるわけであり
ます。そういう場合は、具体的に臨機応変にど
ういう措置をすべきかということを含めまして、
この十年間同じような取り扱いをしてきておりま
す。そういう場合は、具体的な事例、こういったものを
集めて、あわせて指導の参考にしたいと考えてお
ります。

○神谷信之助君 それからもう一つ、不当な目的
か正当な目的かというものの判断、これは先ほど
からも同僚議員がおっしゃいましたが、非常に難
しいんですけど、これはプライバシー権の定
義がはつきりすれば明確になつてくるんでしょう

が、知られたくないという権利もあります。

例えは私の住民票を閲覧する、あるいははつた場合に、一体だれが請求をしたのかというと、それを役所の方に言う。しかしこれは、この間起つた例では拒否されて、裁判でも却下されたですね。だから、そうするとだれが自分の住民票をとつたりあるいは閲覧をしたのか、そのことをることはできない、自分のことは自由に知られると、こういう状態が起ります。この辺についてはどういうようにお考えですか。

○政府委員(大林勝臣君)　まさにごく最近におつしやつたような事件が裁判まで進展をいたしました。私どもも今後どう考えていくべきかと考えておつたところであります。確かに自分のことは知られるけれども、自分のことを知らうとした相手の情報はわからぬでは、まさにこれ不均衡ではないかといふことがすぐ頭に浮かびます。ただ反面、同時に自分の住民票をだれがどういう理由でこれをとつたかということを調べます場合には、相手が自分の住民票を請求した理由というのをまこと調べるわけであります。そうしますと、相手が自分の住民票を請求した理由が、あるいはそれは債権債務関係であるかもしません、あるいは訴訟でも起こそうかというようなことでそういう請求をしたのかもわかりません。そこで問題は、今一度は相手の行動を調べることが相手のプライバシーとどういう関係になつてくるのだろうかといふようなまた疑問が出てまいりまして、非常に私どもも、そこまでなかなかびつとした回答が現れない段階でまだ出しておらない状況であります。

○神谷信之助君　今、こっちの方は一方的に知られた方にわからぬという状態というのはやつぱり具体的に、それはやっぱりプライバシー保護法で保護すべき権利と、それからその範囲といいますか、こういったもので相互の関係も含めて権利関係の

基準といふものを決めないと、この辺却下されてしまいますから今の法体系では却下されるを得ないかもしませんけれども、しかし常識的にいつても、これはちょっと矛盾を感じます。この点を一つ今後の研究課題として申し上げておきたいと思います。

それから、その次の問題はコンピューターの問題です。三十六条の問題ですが、公務員の場合も三十六条のような行為をした場合には守秘義務違反で処罰されることになりますか。

○政府委員(大林勝臣君) 一般的に公務員には守秘義務というのが義務づけられておるわけであります、問題はその場合の義務化された秘密の内容ということになるのだろうと思います。

そこで、結局はこのプライバシー問題は具体的なケースケースでプライバシーの侵害になる場合もあり、必ずしもそうならない場合もあるという非常に多種多様なケースが起つてくるものでありますから、一般的に住民台帳の記載事項を公務員が公にしたからといって直ちにそれが公務員の守秘義務違反になるとは言えないと思います。と申しますのは、一応現在の段階でもまだ原則公開という建前をつくておりますから、そこで今回の改正によりまして、不当な目的でこれを利用してはいけない、こういうチェックをしたわけあります、そういう身分差別につながる問題でありますとか続柄を不適に利用するというようなケースにおきましてこれを漏らすということは、当然これは守秘義務違反ということになろうかと思います。

○神谷信之助君 そうすると、今おっしゃったその部分は守秘義務違反になる、こうなれば、受託した業者に対してもその部分についての守秘義務を課すことは可能ではないか。だから、処罰の対象になるその要件が確定をしないものは、これは公務員でも確定できないのだから守秘義務違反というわけにいかぬでしよう。しかし、今おっしゃったように、差別につながるようなそういう目的を利用した、あるいは漏らしたということであ

ば公務員にその守秘義務違反を問うことができる。するならば、受託業者についても聞くことができるのではないか。例えば風営法で少年指導委員会というのをつくりましたね。これはボランティアの人を委嘱するわけですね。しかし、少年のいろんなプライベートの問題を知りますから、これには公務員に準じた守秘義務を課していますよ。

そうすると、この受託業者についてはそういう意味では課す、ただ現行のまだプライバシーの主義なり基準なりがはつきりしていない段階では、差別にはつきり明確に利用したとか、そういうことで漏えいしたという部分については犯罪要件を構成する、それ以外でわからぬところは、これがわからぬだから犯罪要件を構成しているかどうかわからぬから、これは守秘義務を問うわけにかわからぬのかと、こうなりますね。

だから、何でそんなことを言うかというと、プライバシー保護法なり情報公開法というのは確かに早くつくらなきやいかぬけれども、なかなか難解な構成する、その間の空間ができる。これは一年以内の施行ですけれども、しかしその間にやつぱりそういう点も検討する必要があるのでないか。全くこの三十六条違反がノー担保、全くこの訓示規定というのでは、これから電算化どんどんしていく状況の中で、私は大変個人の権利を守るという点でいかがなものか。とりわけ今回改正是一定部分、四項目でしたか、それは見せないけれども、あとのやつは見せないのを原則にしているわけですから、今までと違つてそういうふうに秘匿をする条項というのを法律上明確にするわけですから、それとの関係でいかがなものかと思いますが、どうですか。

○政府委員(大林勝臣君) まことにおっしゃるとおりであると思います。そこで、いろいろ委託をいたしました場合のプライバシーの侵害のケースについての制裁措置はないかと、いろいろ法制局とも相談をし、議論をしてみたのでありますけれども、公務員の場合には一般的な守秘義務とい

うのが全部網がかかるておるものでありますから、その中でケース・バイ・ケースで適用するということも可能なんでありましょうけれども、委託業者、民間人の場合に一般的に守秘義務の網をかぶせるというのもなかなか難しい。それではやつぱり具体的に個別の守秘義務というものをかぶせざるを得ない。そうなりますと、やはりプライバシーというもののが確定した概念がないものでありますので、なかなかその構成要件がかけにくいでござりますが、今はまだ一般的に守秘義務の網をかけるのが現状であります。それでござりますが、今後の住民基本台帳電算化に伴います事務管理上、今後考えるべき問題として一番大きな問題点であるという認識は持っております。

○神谷信之助君 これも重要な問題というように思ひます。

その次ですが、今度のこの法案とは直接関係ないんですが、大臣にちょっと見解を聞いておきたいと思うんです。いずれにしても、プライバシー問題というのは緊急にその基準といいますか、基本を確立しなければいかぬわけですけれども、その場合一般人と公人ですね、公務員あるいは公選による候補者とか我々政治家なんかも含めまして、一般人のプライバシーの保護に対してそういう公人といいますか、政治家のプライバシーといふのは、一般論としましてその保護について一定の制限を受けるというのは当然ではないか。これは憲法十五条で「公務員は、全体の奉仕者」という規定になっています。したがって、刑法の二百三十九条ノ二の一項なり三項で、これは戦前になかった部分ですけれども、憲法との関連で公務員に対する免責条項というのが加えられる、こういうことになります。最近は政治家の資産公開というような問題も出てきて、政治家、そういう公人といいますかについてのプライバシーに対する一定の制限というものが全体の風潮になってきていましたし、そのことについては一面では甘受しなければならないという状況が、この名譽棄損罪で言うならば「月刊ペニ」事件の最高裁判例も出てきていました。

いるわけで、こういったことについての大臣の見解を聞いておきたいと思います。

○國務大臣（古屋亨君） 一般論で申し上げますと、そういう公人というものは、特に政治家といふのは国民の洗礼を受けてそういう地位につくのでござりますから、私は一般の方と比べますとやはりプライバシーの範囲はおのずから狭くなつてくるのじゃないだろうかという感じがいたします。

の写しの交付問題については、私は特に一般人と公人とに特別に区別しておく必要はないと思ふます。やっぱりこれは政治家とかそういう者の問題はおのずから常識的に考えなければならないという意味におきまして、さっき言いましたように範囲とは狭くなつてくる。ただ、そういうような閲覧とかあるいは写しの問題だけにつきまして言いますと、そう特別な差別はなくともいいのじゃないかという感じがいたします。

人との資産状況を示すとかどうとかという問題ではありますから、別な方法も幾つもあるわけですから、別にそのこと自身を私は直接には言つてない。先ほど冒頭にも言いましたプライバシーとの関係では、我々はそのことは考えなきやならぬ問題だらうと、こういう意味で申し上げておいたわけです。

次に、今度はこれに関連しますが、戸籍の記載の問題です。実はこれ私自身も関係をしたので驚いたのですけれども、このごろ核家族化で、本籍地を離れて新しい住所に移っている。そこで子供が生まれて出生届を役所へ出します。そうすると、そこから本籍地の役場へ送致されるんですね。そして、そこで受け取った役場が戸籍簿に記入するんですが、この記入漏れが年間に案外あるんです。この辺、記入漏れがどういう状況かわかりますか。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。

御指摘のようないわゆる事案は、戸籍制度上は非常に問題な事案でございますが、事例といたしましては非常にまれな事案でございまして、私どもに公式に報告がござりますのは、数年間に何件といふことでございます。ですから、ございましても毎年一件前後ではないかというふうに考えておりま

○神谷信之助君　ところが、戸籍漏れになつて、さうした氣がつくまで、そのことが判明するまで、言つたら戸籍簿に載つておらぬ、無国籍者といふことになるんですかね。こういう状態になるわけです。だから、例えば結婚のときに調べて、戸籍簿に載つておらぬ、一体どうなつておるのかといふことで、先方からそれで破談になれば大変なことだし、言われてみたら泡食わにやいかぬと、こうなります。

生まれて八年ほどたっていましたが、もう小学校へ行っていましたから八年ぐらいになるんでしよう。たまたま役所の戸籍の人が気がついて、あそこの子供さんはもう学校行つてはるのやけども載つてへんなということで、知らせてもらつて判明したわけです。入学のときはどうやってやつたのかというと、入学は住民票でいいのだと、こういうふうあいに言いますから、戸籍というのは、普通の人は自分の戸籍がどうなつているのか、余り見ないですね。それでわかつて、それじやすぐ役場の方のどこに落ち度があつたのか調べてもらえたということになつて調べてみましたら、そのときそここの役場から本籍地の役場に送致をした件は二件なんで、一緒の一つの封筒に二件を入れて送致をしました。ところが、二件送られたうち一件は記入されましだけれども、一件はどういう事情か記入漏れになりましたして、これはそれぞれ当時の送達窓を点検して、それで判明しました。そうすると、これは責任が役所の側にありますね、親はちゃんと訂正をしてもらう、これについてはどういう手続をとっていますか。

○説明員(細川清君) 適法な出生届がございまして、これが受理されているにもかかわらず戸籍に記載をされていないという場合には、原則といたしまして御本人からそういう申し出がございましたと、これによりましてもう一度事実を確認いたしまして、それに基づいて戸籍に記載するということになるわけでござります。

戸籍に記載する場合には仕方には二種類ございまして、通常の出生の事項は、年月日どこどこで出生、それから年月日だれだれ届け出。非本籍地に届け出た場合は、年月日どこどこ首長から送付入籍と、そういう記載になるわけでございます。
御指摘のような場合には、これは責任が役所の方にあるわけでございますので、関係者の中には、役所の方に責任があるのだということを明らかにしてほしいという御希望がある場合もございます。そういう場合には、年月日どこどこ首長から届け書の送付が未着につき記載遅延といふことを記載いたしまして、役所の方に責任があるということをいわば明らかにできるようになっています。どちらかを選ぶかというのは、関係者の心情にもいろいろござりますので、基本的には御本人の御判断を尊重いたしまして、これによつて決めていけるというのが実情でございます。

○神谷信之助君 その訂正の申請をするのはそのままの子の父が出すわけで、それでそれが記載されていないのでひとつ記入してくれとか何とかその程度。だから、それはもうおかしい。当該役所で発見をして、そして調べて記入漏れであったことが判明した、したがつてそのことを御通知いたしますと言つてこっちへ通知しているわけだ。それにについて誤りを認めたことについて了承するということにして戸籍を訂正してもらつたわけです。ところが、法務省が言うている手続でいうと、本人に責めがあるような形で本人の方からまず申請をして、それでやるという形になつてゐるんです。だから、私はこれはちょっと不适当だと言うて、大分話をして法務局の出先の地方法務局を含めて了

承され、そういう手続にしてもらつたのですけれども、これはそれで一件終着しました。ただ、その手続のやり方についてはちょっと検討してもらいたいというように思います。

問題は、年に一件か二件でわずかだとおっしゃるのだけれども、これは当人の親にとつては大変なショックです。何でそういうことが起るのかというと、片一方、送達した方は送達しただけで、記載済みか記載済みでないのか、記入してくれたかどうかという返事がないわけです。だから、もう当然記載済みであろうというようにも思つてゐるということで、したがつて、たまたまそういうことで気がつくか、あるいは何らかの理由で戸籍謄本を取つたときに記入漏れがわかると、こういうことになるんですが、これは本人の身分にかかる重要な証拠物です。だから、戸籍の記入の厳格さというのは厳しく言われているし、一々判こも押してちゃんとやつている戸籍簿ですから、この辺は、送致をして、そして送致されたところが記入をして、記入をしましたよという返事ができるようなシステムでいく何らかの方法を考えないと、こういう事故というものはなくならないというふうに思いますね。

それで、新興都市ですと、京都でも京都府下ほとんどの市町村に年がら年じゅうばらばら送りまし、他府県にももちろん送る場合もあつて、非常に多いわけです、集中してきていますから。だから、この辺はひとつ法務省で検討してもらえないかというふうに思うんですが、いかがでしようか。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。

御指摘のように、届け書の送付を受けた市町村からそれを受け取つたという文書を、送付をした監督の法務局、地方法務局を通じて市町村の方々には注意喚起申し上げているところでございます。

方策であることは間違いないと思うわけでござりますが、他方、年間に他の市町村に送る届け書の数は二百二十万件ございまして、これをすべて先ほどの方法によりまして厳格な方法で行うということになりますと、それが確実に行えるかどうかという問題もございます。また、市町村の方の実際事務処理している人たちの負担といふものも相当あるものではないか。ですから、直ちにそういう方向が実行できるかどうかと、いうのはもう少し研究が要るのではないかというふうに考えております。

先ほどの提案のような場合でございますと、これは受理した市町村が通常の文書の扱い方を厳格にしていれば起こらなかつたものではないかといふうにも思ひますので、そういう点の指導も今後してまいりたいと思ひますし、より抜本的な方策を今後関係の市町村とも十分協議いたしまして、私どもも研究させていただきたいと存じます。

○神谷信之助君 そのことで言えば、今おっしゃったように郵送料もばかにならぬことありますから、一年間まとめて記入しますよといったって、個別に出すか、どういう方法がいいか、やり方はちょっとともう少し検討してもらいたいと思ひますが、そういう事故の起こらないように対処してもらいたいということを最後に申し上げて終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月三十日)

一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみは修正)

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案等の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日〇等)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「改正後の法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)の規定(第三条の第三項第五号の規定を除く。)は、昭和六十年四月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十四条第三項及び第一百四十四

条の十一第四項の規定は、昭和六十年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次

項において「改正後の施行法」という。)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第一百三十二条の十八、第二百三十二条の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

二 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中

「百四十四万円」とあるのは「百四十万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「一、六一八、八〇〇円」とあるのは「一、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通の安全確保に関する請願(第六七三七号)

二、町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願(第六七三四号)(第六七四四号)

三、町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願(第六七八一八号)

四、道路交通の安全確保に関する請願(第六八二一号)

五、町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願(第六八五三号)(第六八五四号)

六、町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願(第六八五五号)(第六八八八号)(第六九四四号)(第六九四五号)(第六九四六号)

第六七三七号 昭和六十年五月二十四日受理
紹介議員 松本英一君
請願者 石塚秋男 外三百十名
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第六七八一八号 昭和六十年五月二十八日受理
紹介議員 大木浩君
請願者 御津町長 竹本良一 外二名
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八二一号 昭和六十年五月二十八日受理
紹介議員 久保亘君
請願者 福島県いわき市好間町下好間鬼越三〇ノ三 松下喜一 外五十六名
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第六八五三号 昭和六十年五月二十八日受理
紹介議員 奏野章君
請願者 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領二、〇三七松田町長 熊澤吉次
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八五四号 昭和六十年五月二十八日受理
紹介議員 夏目忠雄君
請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穂三、三五二ノ一山ノ内町長 友野義平
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町一、〇九一中之条町長 宮崎太一郎

紹介議員 山本富雄君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六七三四号 昭和六十年五月二十四日受理
紹介議員 竹山裕君
請願者 静岡県磐田郡福田町福田四〇〇福

町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願
紹介議員 竹山裕君
請願者 田町長 鈴木常夫
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六七四四号 昭和六十年五月二十四日受理
紹介議員 夏目忠雄君
請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穂三、三五二ノ一山ノ内町長 友野義平
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八五五号 昭和六十年五月二十八日受理
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 三重県三重郡川越町豊田一色四〇

紹介議員 水谷 力君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八八八号 昭和六十年五月二十九日受理
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町前原町長 三

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四四号 昭和六十年五月三十日受理
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 栃木県那須郡西那須野町扇町三ノ

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四五号 昭和六十年五月三十日受理
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 岡山県都窪郡山手村地頭片山一七

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四六号 昭和六十年五月三十日受理
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町榛原町長 福

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。